令和２年度　横浜市社会福祉審議会

日時：令和３年３月29日（月）10：00～11：30
場所：市庁舎18階　なみき14・15会議室

次　第

１　委員紹介

２　議 題
　委員長の選出

３　報告事項
(1)　専門分科会等の活動報告　【資料３】
(2)「第８期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・
　認知症施策推進計画（よこはま地域包括ケア計画）」について　【資料４】
(3)「第４期 横浜市障害者プラン」の策定について　【資料５】
(4) 横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）素案及びパブリックコメントの
　実施について（報告）　【資料６】
(5)　横浜市福祉のまちづくり推進指針の改定について　【資料７】

４　横浜市長からの諮問及び横浜市社会福祉審議会の対応について　【資料８】

５　その他
　令和３年度健康福祉局予算について　【資料９】

≪配付資料≫
【資料１】横浜市社会福祉審議会について
【資料２】横浜市社会福祉審議会委員名簿
【資料３】専門分科会等からの活動報告
【資料４】「第８期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・
　認知症施策推進計画（よこはま地域包括ケア計画）」の策定について
【資料５】「第４期 障害者プラン」の策定について
【資料６】横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）素案及びパブリックコメントの
　実施について（報告）
【資料７】横浜市福祉のまちづくり推進指針の改定について
【資料８】神奈川区生活支援課における生活保護申請に対する不適切な対応の
　検証について（諮問）
【資料９】令和３年度健康福祉局予算概要

資料１
令和３年３月 横浜市社会福祉審議会

横浜市社会福祉審議会について

１　設置目的

社会福祉審議会は、社会福祉法第７条第１項により、都道府県・政令指定都市・中核市に設置することとなっており(必置義務)、社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）の調査審議を目的としています。

２　根拠法令等

社会福祉法、社会福祉法施行令、横浜市社会福祉審議会条例、
横浜市社会福祉審議会運営要綱

３　審議会の構成

審議会は、横浜市社会福祉審議会運営要綱第２条により委員35人以内で組織することとなっており、社会福祉法第８条により、<u>市会議員、社会福祉事業に従事する者、学識経験のある者のうちから市長が任命することとなっています。</u>

※委員の構成（22人）は次のとおり。

市会議員	３人
社会福祉事業に従事する者	10人
学識経験のある者	９人

（参考）<u>社会福祉法　第８条</u>

地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

４　任期・報酬

任期は３年（平成31年１月12日～令和４年１月11日）、
報酬は14,000円（日額）となっています。

５　組織（専門分科会及び審査部会）

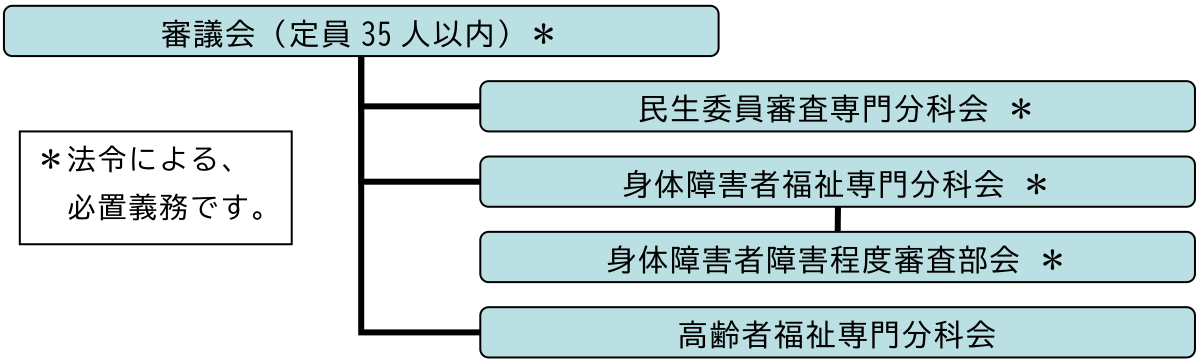

裏面あり

６　これまでの審議会の開催状況

（令和元年度）

・社会福祉審議会：0回
　※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催見合わせ
・民生委員審査専門分科会：２回
・身体障害者障害程度審査部会:12回
・横浜市敬老特別乗車証制度のあり方に関する検討専門分科会：６回

（平成30年度）

・ 社会福祉審議会：１回
・ 民生委員審査専門分科会：２回
・ 身体障害者障害程度審査部会:12回

７　答申等の状況

<table>
<tr><th>諮問年月日</th><th>答申年月日</th><th colspan="2">件　　　　　名</th></tr>
<tr><td>昭48．７．24</td><td>昭51．３．31</td><td colspan="2">老人の居宅対策について</td></tr>
<tr><td>昭48．７．24</td><td>昭51．３．31</td><td colspan="2">身体障害者の居宅対策について</td></tr>
<tr><td>昭51．７．20</td><td>昭53．２．23</td><td colspan="2">社会福祉施設のあり方について
１　老人福祉施設対策について
２　身体障害者の施設対策について</td></tr>
<tr><td rowspan="2">昭53．７．20</td><td>昭54．４．17</td><td rowspan="2">リハビリテーション施設のあり方について</td><td>（中間答申）</td></tr>
<tr><td>昭55．３．31</td><td>（答申）</td></tr>
<tr><td>昭53．７．20</td><td>昭55．３．31</td><td colspan="2">高齢者の生きがい対策について</td></tr>
<tr><td>－</td><td>昭55．10．30</td><td colspan="2">国際障害者年についての意見具申について</td></tr>
<tr><td>昭57．７．５</td><td>昭59．３．27</td><td colspan="2">高齢者の生きがいや健康を高める具体的施策</td></tr>
<tr><td>昭57．７．５</td><td>昭59．３．27</td><td colspan="2">身体障害者のスポーツ振興について</td></tr>
<tr><td rowspan="2">昭59．７．５</td><td>昭60．７．15</td><td rowspan="2">社会福祉施設の設置･運営のあり方について</td><td>（中間答申）</td></tr>
<tr><td>昭61．10．27</td><td>（答申）</td></tr>
<tr><td>平２．４．27</td><td>平４．12．１</td><td colspan="2">横浜市における地域福祉人材の育成とその活用のあり方について</td></tr>
<tr><td>－</td><td>平14．12．16</td><td colspan="2">地域福祉計画の策定について（意見具申）</td></tr>
<tr><td>－</td><td>平18．１．31</td><td colspan="2">民生委員あり方検討専門分科会報告（報告）</td></tr>
<tr><td>－</td><td>平20．７．９</td><td colspan="2">福祉人材の確保等に関する検討専門分科会報告（報告）</td></tr>
<tr><td>平22．８．13</td><td>平23．３．７</td><td colspan="2">横浜における持続可能な福祉社会の構築について（答申）</td></tr>
<tr><td>令元．５．30</td><td>令２．１．10</td><td colspan="2">横浜市敬老特別乗車証制度のあり方について
持続可能な制度の構築に向けて（答申）</td></tr>
</table>

社会福祉法（抄）

昭和 26 年 3 月 29 日
法 律 第 ４ ５ 号

第二章　地方社会福祉審議会

（地方社会福祉審議会）

第七条　社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

２　地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（委員）

第八条　地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（臨時委員）

第九条　特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

２　地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第十条　地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第十一条　地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

２　地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第十二条　第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

２　前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

（政令への委任）

第十三条　この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

社会福祉法施行令（抄）

昭和33年6月27日
政 令 第 185 号

（民生委員審査専門分科会）

第２条　民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法*第７条第１項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名する。

２　民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。

３　民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

（審査部会）

第３条　地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

２　審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

３　地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもつて地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

＊法＝社会福祉法（昭和26年法律第45号）

横浜市社会福祉審議会条例

制　　定　平成12年２月25日条例第３号

（趣旨等）

第１条　この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第７条第１項の規定に基づき本市に設置する社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

２　前項の合議制の機関の名称は、横浜市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）とする。

（委員の任期）

第２条　委員の任期は、３年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

３　臨時委員の任期は、３年を超えない範囲で、その審議事項の調査審議が終了するときまでとする。

（委員長の職務代理）

第３条　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第４条　審議会の会議は、委員長が招集する。

２　委員長は、委員の４分の１以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

３　審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

４　審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

５　臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前２項の規定の適用については、委員とみなす。

（高齢者福祉専門分科会）

第５条　法第11条第２項の規定により、審議会に、高齢者の福祉に関する事項を調査審議するため、高齢者福祉専門分科会を置く。

（専門分科会）

第６条　審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

２　審議会の専門分科会に専門分科会長を置き、専門分科会長は、当該専門分科会において選任する。

３　専門分科会長は、その専門分科会の会務を総理する。

４　専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。

５　第４条第１項及び第３項から第５項までの規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

（庶務）

第７条　審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成12年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生省関係政令の整備等に関する政令（平成11年政令第393号）第52条の規定による改正前の社会福祉審議会令の規定により指名され、又は互選されている委員長の職務を行う委員、民生委員審査専門分科会以外の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員、専門分科会長並びに専門分科会長の職務を行う委員又は臨時委員は、施行日以後最初に開催される会議の日までは、この条例の規定により指名され、又は互選されたものとみなす。

３　施行日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成13年１月11日までとする。

附　則（平成12年９月条例第65号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成12年12月条例第75号）

この条例は、平成13年１月６日から施行する。

附　則（平成17年12月条例第117号）抄

（施行期日）

１　この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成18年２月規則第９号により同年４月１日から施行）

横浜市社会福祉審議会運営要綱

制　　定　昭和40年３月１日
最近改正　平成25年６月14日

（趣旨）
第１条　横浜市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の所管事項、組織、運営等について必要な事項は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）（以下「法」という。）、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）（以下「令」という。）及び横浜市社会福祉審議会条例（平成12年２月横浜市条例第３号）（以下「条例」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定数）
第２条　審議会は委員35人以内で組織する。

（所管事項）
第３条　審議会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。
(1) 民生委員の適否の審査に関すること。
(2) 身体障害者の福祉に関すること。
(3) 高齢者の福祉に関すること。
(4) 低所得者の福祉に関すること。
(5) その他社会福祉の増進に関すること。
ただし、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を除く。

（専門分科会の設置）
第４条　法第11条第１項の規定に基づき、審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。
２　法第11条第２項の規定に基づき、審議会に、高齢者の福祉に関する事項を調査審議するため、高齢者福祉専門分科会を置く。
３　法第11条第２項の規定に基づき、審議会に、前２項の事項以外の事項を調査審議するため、その他の専門分科会を置くことができる。

（専門分科会長の選任）
第５条　前条第１項及び第２項に規定する専門分科会の専門分科会長は、当該専門分科会に属する委員の互選によってこれを定める。
２　前条第３項に規定する専門分科会の専門分科会長は、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

（審査部会の設置）
第６条　身体障害者福祉専門分科会に、令第３条の規定に基づき身体障害者障害程度審査部会（以下「審査部会」という。）を置く。
２　審査部会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

(1) 身体障害者の障害程度の審査に関すること。
(2) 身体障害者福祉法第15条第２項の規定に基づく医師の指定に関すること。

３　審議会は、前項の審議事項について諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

４　審査部会に部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

５　部会長は会務を掌理する。

（会議の招集）

第７条　審査部会は、部会長が招集する。

（幹事）

第８条　審議会に幹事若干名を置く。

２　幹事は、市の職員のうちから委員長が任命する。

３　幹事は、委員長の命を受け、審議会の事務を処理する。

（会議の傍聴）

第９条　審議会の会議の傍聴を希望する者は、会場の受付で氏名及び住所を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

２　前項の傍聴券は、会議当日、先着順に交付する。

（秩序の維持）

第10条　会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）は、会場の指定された場所に着席しなければならない。

２　傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、委員長が許可した場合は、この限りでない。

３　危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他委員長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

（会場からの退去）

第11条　委員長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営の支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、委員長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

（会議の非公開）

第12条　横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年２月横浜市条例第１号）第31条ただし書の規定により会議を非公開とするときは、委員長はその旨を宣告するものとする。

２　委員長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。

３　会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、委員長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

（委任）
第13条　この要綱に定めるものを除くほか、審議会の運営その他必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附　則

この要綱は、昭和40年３月１日から施行する。

附　則

この要綱は、昭和41年２月28日から施行する。

附　則

この要綱は、昭和45年８月４日から施行する。

附　則

この要綱は、昭和46年10月４日から施行する。

附　則

この要綱は、昭和48年７月24日から施行し、昭和48年５月12日から適用する。

附　則

この要綱は、昭和50年６月26日から施行する。

附　則

この要綱は、昭和53年２月23日から施行し、昭和52年６月10日から適用する。

附　則

この要綱は、昭和53年７月20日から施行する。

附　則

この要綱は、昭和59年７月13日から施行する。

附　則

この要綱は、昭和61年１月12日から施行する。

附　則

この要綱は、昭和62年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成11年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）
１　この要綱は、平成12年４月１日以降最初に開催される審議会総会での承認後から施行する。【平成12年８月１日施行】

（経過措置）
2　平成12年４月１日以降施行日までの間に開催される各専門分科会及び身体障害者障害程度審査部会に関する規定は、条例のほか改正前の要綱について適用するものとする。

附　則

（施行期日）
1　この要綱は、平成12年７月24日以降最初に開催される審議会総会での承認後から施行する。【平成12年８月１日施行】

（経過措置）
2　平成12年７月24日以降施行日までの間に開催される各専門分科会及び身体障害者障害程度審査部会に関する規定は、条例のほか改正前の要綱について適用するものとする。

附　則

（施行期日）
1　この要綱は、平成13年１月６日以降最初に開催される審議会総会（以下「総会」という。）での承認後から施行する。【平成13年５月25日施行】

（経過措置）
2　平成13年１月６日以降施行日までの間に開催される各専門分科会及び身体障害者障害程度審査部会に関する規定は、条例のほか改正前の要綱について適用するものとする。
3　平成13年４月１日以降に総会が開催されるときは、この要綱中、「「令第４条」を「令第２条」に改める」規定を、「「令第４条」を「令第３条」に改める」規定に読み替えるものとする。

附　則

この要綱は、平成25年６月14日から施行する。

資料２
令和３年３月 横浜市社会福祉審議会

横浜市社会福祉審議会委員名簿

（任期：平成３１年１月１２日～令和４年１月１１日）

（敬称略）

		氏 名	団 体	分科会	就任
市会議員	1	渡邊（わたなべ） 忠則（ただのり）	市会健康福祉・医療委員会　委員長	民生	R2.6
	2	安西（あんざい） 英俊（ひでとし）	市会健康福祉・医療委員会　副委員長	民生	R2.6
	3	梶尾（かじお） 明（あきら）	市会健康福祉・医療委員会　委員	民生	R2.6
社会福祉事業従事者（五十音順）	4	飯山（いいやま） 文子（ふみこ）	横浜知的障害関連施設協議会副会長	民生	H31.1
	5	泉（いずみ） 今日子（きょうこ）	認知症の人と家族の会神奈川県支部世話人	高齢	H31.1
	6	荒木田（あらきだ） 百合（ゆり）	横浜市社会福祉協議会会長	高齢	R2.8
	7	小川（おがわ） 淳（じゅん）	横浜市総合リハビリテーションセンター長	身障	H28.1
	8	小倉（おぐら） 徹（とおる）	横浜市福祉事業経営者会会長	高齢	H25.7
	9	加藤（かとう） 由紀子（ゆきこ）	横浜市介護支援専門員連絡協議会代表	高齢	H31.1
	10	坂田（さかた） 信子（のぶこ）	横浜市心身障害児を守る会連盟事務局長	身障	H25.1
	11	早坂（はやさか） 由美子（ゆみこ）	横浜市障害者地域活動ホーム連絡会会長	身障	H25.1
	12	牧野（まきの） 裕子（ゆうこ）	横浜市社会福祉協議会高齢福祉部会副部会長	高齢	H31.1
	13	宮田（みやた） 光明（みつあき）	横浜市民生委員児童委員協議会会長	民生	H29.11
学識経験者（五十音順）	14	青木（あおき） 幸恵（ゆきえ）	神奈川新聞社編集委員	身障	H31.1
	15	石渡（いしわた） 和実（かずみ）	東洋英和女学院大学人間科学部教授	民生	H31.1
	16	井上（いのうえ） 敏正（としまさ）	横浜市町内会連合会委員	民生	R2.6
	17	川島（かわしま） 通世（みちよ）	神奈川県弁護士会　弁護士	民生	H28.1
	18	岸（きし） 恵美子（えみこ）	東邦大学看護学部教授	高齢	H28.1
	19	高橋（たかはし） 昌彦（まさひこ）	横浜市身体障害者団体連合会副理事長	身障	R1.8
	20	早川（はやかわ） 陽子（ようこ）	横浜市労働組合連盟執行副委員長	身障	H28.1
	21	水野（みずの） 恭一（きょういち）	横浜市医師会会長	高齢	H29.8
	22	渡部（わたなべ） 匡隆（まさたか）	横浜国立大学教育人間科学部教授	身障	H25.1

令和２年８月３日一部改選

資料３
令和３年３月 横浜市社会福祉審議会

専門分科会等からの活動報告

標記について、次のとおり報告します。

（１）民生委員審査専門分科会について

１　運用状況の概要

会議の開催回数	公開された会議の回数	非公開とされた会議の回数	傍聴者数（合計）
２　　回	０　　回	２　　回	０　　人

２　内訳

開催日	議　　題	公開・非公開の別	傍聴者数
7月3日	会長の選出 職務代理者の指名 民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の審査	非公開	０　人
11月11日	民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の審査	非公開	０　人

（２）身体障害者障害程度審査部会について

１　運用状況の概要

会議の開催回数	公開された会議の回数	非公開とされた会議の回数	傍聴者数（合計）
12　　回	０　　回	12　　回	０　　人

２　内訳

開催日	議　　題	公開・非公開の別	傍聴者数
各月１回	身体障害者手帳の障害程度審査 身体障害者福祉法第15条に基づく医師の指定（年４回）	非公開	０　人

第８期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（よこはま地域包括ケア計画）について

資　料　４
令　和　３　年　３　月
横浜市社会福祉審議会

１．計画の位置付け

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、老人福祉法第20条の８に基づく老人福祉計画と介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を一体のものとして策定することとし、市町村に義務付けられた、高齢者に関する保健福祉事業や介護保険制度の総合的な計画です。また、「認知症施策推進計画」は、令和元年６月に国がまとめた認知症施策推進大綱に基づいて、横浜市が独自に策定するもので、これら３つの計画をあわせて『よこはま地域包括ケア計画』として位置付けます。

２．横浜型地域包括ケアシステムの目的

横浜市では、市全体で地域包括ケアシステムの目標を定めるとともに、18区の各区域や地域ケアプラザ（地域包括支援センター）を中心とした日常生活圏域単位で、地域特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

３．第８計画の基本目標

ポジティブ・エイジング　～誰もが、いつまでも、どんなときも、自分らしくいられる「横浜型地域包括ケアシステム」を社会全体で紡ぐ～

４．高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策体系

Ⅰ　地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して

○地域との協働により、介護予防・健康づくり、社会参加、生活支援を一体的に進めることで、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、つながり・支え合う地域づくりを進めます。
○高齢者になる前からの健康維持や地域活動等への社会参加の機会を充実し、各種取組を進めます。

Ⅱ　地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

○医療・介護が必要になっても、地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅生活を支える医療、介護、保健・福祉の充実を図ります。
○医療・介護の連携など、多職種連携の強化を進め、利用者の状況に応じた必要なケアを一体的に提供することができる体制を構築します。

Ⅲ　ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

○日常生活に支援や手助けが必要になっても、個々の状況に応じた選択が可能となるように、必要な施設や住まいの場を整備します。
○自分らしい暮らしの基礎となる施設・住まいに関する相談体制を充実し、個々の状況に応じたサービスを選択できるよう支援します。

Ⅳ　安心の介護を提供するために

○増大する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に提供するため、①新たな介護人材の確保、②介護人材の定着支援、③専門性の向上を３本の柱として総合的に取り組みます。

Ⅴ　地域包括ケアの実現のために

○介護や医療が必要になっても自分らしい生活を実現するために、あらかじめ準備・行動できるように市民意識の醸成に取り組みます。
○介護サービスに関する情報を分かりやすく発信するとともに適正なサービスの量の確保と質の向上を図り、横浜型地域包括ケアシステムの充実に取り組みます。

Ⅵ　自然災害・感染症対策

○地震、風水害、感染症など、地域や施設での生活環境へのリスクの高まりに対して、介護施設等向けに、防災や感染症対策に関する研修等を実施します。
○必要な物資の調達や支援・応援体制を構築するなど緊急時の備えを充実します。

５．認知症施策推進計画の施策体系

認知症施策の３つの柱

共生
認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症と共に生きる、また、認知症であってもなくても同じ社会で共に生きる、という意味を示します。

備え
認知症を取り巻くあらゆる段階における、その状態に応じた個人、社会の心構えや行動を示します。

安心
認知症であっても希望を持ち、認知症の本人や家族が安心して暮らせるという意味を示します。

１　正しい知識・理解の普及

○認知症の人やその家族が地域の中で自分らしく暮らし続けられるよう、認知症に関する正しい知識の普及を進め、認知症への社会の理解を深めます。

２　予防・社会参加

○認知症の人が社会から孤立せず、継続的に社会とつながることができる取組を推進します。

３　医療・介護

○本人や家族、周囲が認知症に気付き、早期に適切な医療・介護につなげることにより、本人・家族がこれからの生活に備えることのできる環境を整えます。
○医療従事者や介護従事者等の対応力の向上を図ります。

４　認知症の人の権利

○認知症の人の視点を踏まえながら、家族や地域、関わる全ての人が認知症の人の思いを理解し、安全や権利が守られるよう、施策を推進します。

５　認知症に理解ある共生社会の実現

○様々な課題を抱えていても、一人ひとりが尊重され、その本人に合った形での社会参加が可能となる「地域共生社会」に向けた取組を進めます。
○若年性認知症の人や介護者が相談でき、支援を受けられる体制を更に推進します。

６．各施策における主な取組

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

Ⅰ　地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して

●地域介護予防活動の推進【拡充】
・地域の関係者や地域ケアプラザの専門職と連携し、身近な地域における多様な通いの場の充実を図ります。
・ポイント制度等の導入によりインセンティブを拡大し、通いの場への参加を促します。
・通いの場等の活動に参加しなくなった高齢者の把握と専門職等による効果的な支援を行います。

●ヨコハマプロボノ（ハマボノ）事業（モデル事業）【新規】
・仕事で培った経験を有する市民が、地域活動団体等の課題解決を支援する仕組みづくりを進めることで、市民一人ひとりの経験等を生かした地域貢献の実現と地域活動団体等の体制強化を図ります。
・地域活動団体等にプロボノワーカー（ハマボノ参加者）が参加することで、地域の中での新たなボランティア人材の育成につなげます。

Ⅱ　地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

●在宅医療連携拠点【拡充】
・市民が、病気を抱えても住み慣れた自宅等で、安心して継続的な在宅医療・介護を受けることができるよう、市医師会等と協力して18区に設置した在宅医療連携拠点を中心に、医療と介護が切れ目なく提供される体制を構築します。
・質の高い相談支援の提供に向け、在宅医療連携拠点相談員のスキルアップを図るため、課題に応じた研修等を実施します。

●脳血管疾患ケアサポートガイド(医療・介護連携ケアパス)の活用
・脳血管疾患による入院からその後の手続やサービスを、本人や家族があらかじめ知ることで先の見通しを立てやすくし、不安の軽減や必要なサービスが受けられることを目的としたパンフレットを配付します。

Ⅲ　ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

●特別養護老人ホームの整備（サテライト型含む）
・要介護認定者や認知症高齢者が増加し施設入所を必要とする方が増えるため、新規整備450人分とショートステイの本入所転換150人分を合わせ、年間600人分程度を整備します。
・サテライト型特別養護老人ホームは、狭い敷地面積でも建設でき、地域との連携も図れることから整備を推進します。
・居住環境やプライバシーに配慮した個室・ユニット型による整備を基本とします。

●緊急ショートステイ
・介護者の急病等の理由により緊急にショートステイが必要な人を対象に、医療的ケアが可能な介護老人保健施設及び特別養護老人ホームに緊急受入枠を確保します。
・介護者が新型コロナウイルスに感染し、在宅での生活が困難になった要介護者を受入れます。

●施設・住まいの相談体制や情報提供の充実
・「高齢者施設・住まいの相談センター」について、より身近な場所で相談対応や情報提供を行います。
・「施設のコンシェルジュ」について、入所申込者に寄り添いながら個々の状況に適したサービスの選択につなげます。

Ⅳ　安心の介護を提供するために

●資格取得と就労支援
・訪問介護員（ホームヘルパー）等の新たな人材確保のため、介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修の受講を支援します。
・介護未経験の求職者などを対象に、介護職員初任者研修の受講と就労を一体的に支援します。
・高校生を対象に、介護職員初任者研修の受講と就労を一体的に支援し、将来の介護人材の確保・育成につなげます。

●外国人活用に向けた受入促進
・介護福祉施設で就労を希望する外国人を対象に、入国時に必要な日本語レベルや介護の現場で必要とされる実践的な日本語及び知識について、訪日前に研修を実施します。
・海外から介護福祉士を目指して来日する留学生を対象に、横浜市社会福祉基金を活用し、日本語学校の学費を補助します。
・日本語学校卒業後に通学する介護福祉士専門学校の学生を対象に、神奈川県社会福祉協議会の奨学金では不足する学費を補助します。

Ⅴ　地域包括ケアの実現のために

●自分らしい暮らしについて考える機会の提供【新規】
・歳を重ねても介護・医療が必要になっても、積極的で活動的に自分らしく暮らすこと（ポジティブ・エイジング）ができる社会の実現に向け、多様な主体と連携して広報・啓発を行う「ヨコハマ未来スイッチプロジェクト」に取り組みます。

●本人の自己決定支援(エンディングノート等の作成と普及等)【拡充】
・これまでの人生を振り返り、これからの生き方を考え、家族や大切な人と共有するきっかけとなるように、各区でオリジナルのエンディングノートを配付します。
・早い時期から自身のこれからの生き方を考えるきっかけとなるよう、幅広い世代に対してインターネット等を活用して周知を図ります。

●ＩＣＴの活用～施設等での活用推進～【新規】
・特別養護老人ホーム等におけるオンライン面会や職員研修の促進及び業務効率化等を図るため、ＩＣＴ環境を整備します。
・地域ケアプラザ等にWi-Fi等が利用できる環境を整備し、講座やサークル活動、会議等をオンラインで開催できるようにすることで「新しい生活様式」等にも対応できるようにします。

Ⅵ　自然災害・感染症対策

●新型コロナ・災害時相互応援助成事業【新規】
・特別養護老人ホーム等での感染症発生による施設職員の自宅待機や自然災害等の発生時における業務継続を図るため、職員派遣に協力した施設に対して協力金を支給します。

●高齢者施設新規入所者PCR検査費等助成事業【新規】
・高齢者施設内での感染拡大や重症化を防止するため、特別養護老人ホーム等に新規で入所する65歳以上の方を対象に、本人の希望によりＰＣＲ検査等を行います。

認知症施策推進計画

１　正しい知識・理解の普及

●認知症サポーターキャラバンの推進
・認知症に関する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の本人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を推進します。特に、子ども・学生、企業等へ養成講座を拡大します。
・認知症の人などを含む高齢者に対する理解を深めるため、小・中・高等学校における教育､高齢者との交流活動等を推進します。

●本人発信の場の拡大【新規】
・認知症の本人が、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取組を一層普及させます。
・本人ミーティングの場等を通じて本人の意見を把握し、認知症の本人の視点を認知症施策の企画・立案や評価に反映するよう努めます。

２　予防・社会参加

●本人や家族の居場所の拡大【拡充】
・認知症の本人、家族、関係者が集える場を増やします。
・認知症の本人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場である認知症カフェを活用した取組を推進します。また、認知症カフェ等の運営支援や広報を行います。

３　医療・介護

●もの忘れ検診による早期発見・早期対応の推進【新規】
・身近な医療機関で受けられるもの忘れ検診の拡充や受診勧奨により、認知症の早期発見・早期対応の体制づくりを推進します。軽度認知障害（ＭＣＩ）の人を身近な通いの場などへの参加につなげ、早期に対応することで認知症への移行予防を図ります。

●認知症疾患医療センターを中心とした医療体制の強化や認知症支援の充実
・認知症疾患医療センターを市内に９か所設置し、【拡充】
認知症に関する地域の医療提供体制を強化します。
・認知症疾患医療センターを地域の認知症に関する医療提供体制の中核として、地域の介護・医療資源等を有効に活用するためのネットワークづくりを進めます。

４　認知症の人の権利

●成年後見制度等の利用促進【拡充】
・中核機関よこはま成年後見推進センターを中心に、弁護士会等の専門職団体や関係機関と連携し、認知症等により意思決定に支障のある高齢者の権利や財産を守るため、成年後見制度の普及・啓発を進め、必要な人を制度につなげます。

５　認知症に理解ある共生社会の実現

●認知症の人の行方不明時における早期発見等の取組の充実【拡充】
・認知症の人が安全に外出できる地域の見守り体制づくりを進めます。また、行方不明になった際に早期発見・保護ができるよう、ＳＯＳネットワークの取組を推進し、合わせてＳＮＳ等の活用も検討します。

７．介護保険料

第７期保険料基準額（平成３０～令和２年度）
６,２００円

→

第８期保険料基準額（令和３～５年度）
６,５００円

資料５
令和３年３月 横浜市社会福祉審議会

「第４期横浜市障害者プラン」の策定について

１　障害者プランについて

障害福祉施策に関する中・長期的な計画として、障害者基本法に基づく市町村障害者計画、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画、児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画を一体的に策定します。

第４期プランの計画期間は令和３年度から８年度までの６年間です。

２　第４期プランの全体像

各施策・事業を「障害児・者が生活する視点」から５つに分類しました。

分類	内容
様々な生活の場面を支えるもの	普及啓発、人材確保・育成、権利擁護、相談支援
生活の場面１　住む・暮らす	住まい、暮らし、移動支援、まちづくり
生活の場面２　安全・安心	健康・医療、防災・減災
生活の場面３　育む・学ぶ	療育、教育
生活の場面４　働く・楽しむ	就労、日中活動、スポーツ・文化

また、障害児・者の生活を地域で支えるための基盤となる、地域生活支援拠点と精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて、別の章立てで詳しく取り上げました。

３　第４期プランの主な内容

（１）基本目標

障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることができるまちヨコハマを目指す。

（２）基本目標の実現に向けて必要な視点

個々の事業を個別・縦割りで実施するのではなく、基本目標の実現に向けた幅広い取り組みとして各事業を進めていくため、行政が持つべき共通の視点を設定しました。

１　障害のある人個人の尊重と人権の保障の視点
２　障害状況やライフステージに合わせたニーズを捉えていく視点
３　将来にわたるあんしん施策を踏まえた視点
４　親なき後の安心と、親あるうちからの自立につなげていく視点
５　障害のある人すべてが生きがいを実感できるようにしていく視点
６　障害理解を進め、社会の変容を促していく視点
７　必要なサービスの提供体制を確保し続けていく視点

（３）生活場面ごとの取組

ア　様々な生活の場面を支えるもの

１　普及啓発

（１）互いの存在に気づき、身近に感じる仕組みづくり

「障害者週間」などをきっかけに、誰もが障害のある人の存在に気づき、日頃の生活の中で互いに関わって身近に感じる仕組みづくりや、日常的なふれあいの中で地域の誰もがお互いを理解し受け止める機会を増やすなどの取組を進めます。

（２）障害に対する理解促進

各種媒体や様々な機会を通じて疾病や障害の情報を発信するとともに、障害のある人や家族、障害福祉関係団体等による普及啓発活動への支援や地域福祉保健計画の取組を通した住民同士の交流の推進など、地域住民の障害に対する理解を進めていきます。

（３）学齢期への重点的な普及・啓発

幼児期・学齢期から障害児・者とともに取り組む様々な活動や体験などの機会を通して、児童・生徒や、その保護者の障害理解を進めていきます。

２　人材確保・育成

（１）障害福祉従事者の確保と育成

民間事業者等との協働により、障害福祉分野の魅力発信、求人支援、雇用支援、専門性向上等に係る研修実施などの人材育成支援を検討・実施します。

（２）業務効率化に向けたロボット・AI・ICT等の導入検討

事務作業などの業務効率化や介護業務の負担軽減などを進めるため、ロボット・AI・ICTなどの導入検討を進めます。

３　権利擁護

（１）虐待防止の取組の浸透

具体例などの市民向け広報や障害福祉サービス事業者向け研修等を通じて、障害者虐待が重大な人権侵害であることや予防・早期発見の重要性などを啓発することで、虐待防止の取組の浸透を図っていきます。

（２）成年後見制度の利用促進

権利擁護を必要とする知的障害者や精神障害者の増加に対応し、成年後見制度の啓発や利用の促進を進めていきます。

（３）障害者差別解消法に基づく取組

障害を理由とする差別の解消に向けて周知を図るとともに、障害者差別に関する相談、紛争の防止等のための体制を充実させます。

（４）情報保障の取組

視覚障害者、聴覚障害者及び知的障害者等への情報提供について定めた行政情報発信のルールに基づき、本人の意向や障害に応じた配慮を行うよう徹底します。また、必要な配慮について検討を行っていきます。

４　相談支援

障害児・者を地域全体で支える相談支援機能の充実を図るとともに、相談支援機関の連携強化や相談支援システムの整理、相談支援従事者の人材育成や当事者による相談の活用促進を進めます。

イ　生活の場面１　住む・暮らす

１　住まい

（１）障害状況に合わせた住まいの選択肢の充実

障害児者の希望や状況に合わせた多様なニーズに応えられるよう、多様な形態の住まいの構築を進めていきます。

（２）高齢化・重度化を踏まえた住まいの構築

今後の高齢化・重度化を踏まえ、ニーズに対応したグループホームの整備やバリアフリー改修等を通じて、安心できる住まいの構築を進めていきます。

２　暮らし

（１）地域での生活を支える仕組みの充実

障害福祉に関わる社会資源をもとに、既存のサービスを充実させ、地域で安心して暮らすことができる体制づくりを目指します。

（２）本人の力を引き出す支援の充実

障害の状況が変わっても、自ら希望するところで暮らしていくために、障害児・者やその家族にとって必要なサービスを提供する事業を実施します。

３　移動支援

多様なニーズに応えるため、移動情報センターの運営推進やガイドヘルパー等担い手の発掘・育成の強化等を通じ、移動支援の充実を進めていきます。

４　まちづくり

市民・事業者・行政の協力で、誰もが安全・安心に移動し、施設を利用できるようハードとソフトと一体的に整えるなど、福祉のまちづくりを推進します。

ウ　生活の場面２　安全・安心

１　健康・医療

（１）障害者の健康づくりの推進

運動、歯・口腔や食生活などの健康増進について、障害者団体とも協力しながら検討・推進します。また、体力づくりやリハビリテーションが地域で行えるよう、人材育成も含めた環境の整備を進めます。

（２）医療環境の充実

難病患者や医療的ケア児・者等への支援の充実や、医療機関・医療従事者に対する障害理解を深める研修などを通じて、医療環境の充実に努めます。

また、精神科救急医療について、病院が救急医療体制を取ることが困難な日及び時間帯における受入病床を確保し、体制が充実されるよう努めます。

２　防災・減災

障害児・者や関係機関に、災害に向けた準備や避難行動について日頃から啓発を行うとともに、障害児・者の困りごとや必要な支援について防災訓練等を通じて地域に理解していただくなど、自助・共助の取組を支援します。

また、感染症等の流行時でも必要な障害福祉サービスの提供を継続できるよう、平常時の備えと緊急時の支援について検討と準備を進めます。

エ　生活の場面３　育む・学ぶ

１　療育

（１）地域療育センターを中心とした支援の充実

地域療育センターの知識や経験に基づく適切な評価、療育計画の作成・支援、並行通園を前提とした集団療育、保育所・幼稚園への支援を充実します。

（２）切れ目のない支援体制の充実

地域療育センター等と保育所・幼稚園、地域訓練会との連携により、学齢期まで切れ目のない一貫した支援を目指します。福祉・教育・各家庭が連携した支援体制の整備や保護者支援に取り組みます。

障害児相談支援事業所を増やし、必要なサービスを継続的に選択できる相談支援体制を目指します。

（３）学齢障害児に対する支援の充実

放課後等デイサービスなど学齢障害児の居場所の確保と、質の向上を図ります。放課後児童育成事業における受入れも推進します。

学齢後期の発達障害児が、自立した成人期を迎えられるための相談支援体制を拡充します。

２　教育

（１）療育と教育の連携による切れ目のない支援

　地域療育センターや特別支援学校等の専門性を活用した学校支援、保育・療育と就学先の情報共有等による切れ目のない一貫した支援を行います。

（２）教育環境・教育活動の充実

　すべての子どもにあらゆる教育の場で、一貫した支援、適切な指導支援や必要な合理的配慮を提供するとともに、すべての教職員が特別支援教育に対して理解を深め、校内支援体制の充実を図ります。

（３）教育から就労への支援

　特別支援学校等と就労支援機関の連携をより一層強化し、就労支援・職場定着支援の充実を進めていきます。

オ　生活の場面４　働く・楽しむ

１　就労

（１）一般就労の促進と雇用後の定着支援の充実

　多様化する就労ニーズや生活面での支援も含めた定着支援、障害者雇用の広がりを踏まえた企業支援の充実など、障害者就労支援センターを中心に、関係機関と連携を図りながら障害者の就労を支えます。

（２）幅広い仕事や工賃の向上による生活の充実

　共同受注窓口等を通じた企業等からの様々な仕事のあっせん、行政機関の優先調達、自主製品の販路拡大や、様々な発注ニーズ対応に向けた事業所のスキルアップなど、受発注双方の底上げによる工賃の向上を図ります。

（３）多様な働き方や障害者就労に対する理解促進

　業種や勤務形態などが多様化する働き方について、市民や民間企業向けに、シンポジウムやセミナーで広く紹介します。ふれあいショップ等の就労啓発拠点を通じて、障害者就労に対する理解促進を図ります。

２　日中活動

（１）日中活動場所の選択肢の充実

　希望する活動場所を選択できる方法や、医療的ケアなど専門的な支援が必要な人への支援方法について検討を行い、選択肢の充実を進めていきます。

（２）地域でのつながりと広がりの促進

　住まいや日中活動先がある地域で、地域や施設の行事等を通して、障害のある人もない人も一緒になって活動することで、地域でのつながりを深め、暮らしやすい地域をともにつくっていきます。

３　スポーツ・文化

（１）スポーツ活動の推進

障害者スポーツ文化センターを中核拠点として、身近な地域の様々な団体や施設等で、障害者スポーツの取組が行われるよう積極的に働きかけ、障害者スポーツの場の充実や支える人材の育成に取り組みます。

（２）文化芸術活動の推進

誰もが文化芸術を創造し享受することができるよう、「ヨコハマ・パラトリエンナーレ」の取組を生かし、障害のある人とない人の協働によるクリエイティブな活動の場の創出等に取り組むとともに、障害のある人が身近な場所で文化芸術活動に親しめる環境づくりを進めます。

（４）障害児・者を地域で支えるための基盤整備

地域の中で、様々な担い手が対話・協議を進めて連携することにより、障害児・者を地域で支える基盤を整備・強化することが重要です。「地域生活支援拠点機能」と「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」という２つの基盤を整備していきます。

ア　地域生活支援拠点機能

機能１　相談

【将来像】

全ての必要な人が相談支援事業所につながっていて、緊急時に必要な情報を関係機関が適切に共有している。

機能２　緊急時の受け入れ・対応

【将来像】

各施設の特性に応じた役割分担が整った状態になり、地域活動ホームと多機能型拠点では相互連携の下、他に受入れ先がない方の緊急時受け入れに対応できている。

機能３　体験の機会・場の提供

【将来像】

自立支援協議会を中心にしたネットワークが強固になり、個々のニーズに合わせた体験の機会・場が提供されている、また、その情報が随時更新され、入手・活用できる状態になっている。

機能４　専門的人材の確保・育成

【将来像】
自立支援協議会を中心にしたネットワークが強固になり、個々のニーズに合わせた体験の機会・場が提供されている、また、その情報が随時更新され、入手・活用できる状態になっている。

機能５　地域の体制づくり

【将来像】
分野を超えた多様な社会資源が協力することで、障害児・者への緩やかな見守りなど地域全体で支える取組を展開している。

イ　精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

仕組み１　本人や家族が安心して相談できるための仕組み

【将来像】
相談先に関する情報をわかりやすく受け取ることができる。また、相談内容が関係機関で共有され、緊急事態を視野に入れた支援が受けられる。

仕組み２　入院が長期化することなく、安心して退院できるための仕組み

【将来像】
病気や退院へのサポートを受けることができる。また、治療が終われば希望する地域で生活するために必要な支援を受けられる。

仕組み３　安心した生活を確保するための仕組み

【将来像】
暮らす場を自分で選ぶことができる。障害を理由に断られることなく、日常生活の困りごとも必要な時にサポートを受けられる体制ができている。

仕組み４　支援者の知識や技術向上のための仕組み

【将来像】
精神保健福祉と他の分野の支援者が、個別支援のかかわりだけでなく、互いに知識・技術・情報を共有できる。

仕組み５　住民の障害理解を促進するための仕組み

【将来像】

地域住民が精神障害者の生活のしづらさを理解し、困ったときは協力したり、支援者と相談したりする関係が築けている。

仕組み６　お互いに支え合える仕組み

【将来像】

精神障害で苦しんだ経験を、仲間・家族・支援者に分かち合い、支え手・受け手という枠を超え、ともに支え合っていける体制ができている。

（５）ＰＤＣＡサイクルによる計画の見直し

３年後の令和６年度に障害福祉計画及び障害児福祉計画を改定する際、４期プラン策定時と同様に、様々な意見を伺い、全体を見直します。

資料６
令和３年３月 横浜市社会福祉審議会

横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）素案及び
パブリックコメントの実施について（報告）

本市の総合的な依存症対策の推進に向け、「横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）」を令和３年度に策定予定です。策定に向け、素案のパブリックコメントを実施しています。

1　計画の概要

(1)　目的

アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症に悩む本人や家族等への支援に着目し、関係者と支援の方向性を共有するために策定します。幅広い支援者がそれぞれの強みを生かした、包括的・重層的な支援体制を構築し、依存症者等の早期発見・早期支援や、多様なニーズに対応した支援の提供を目指します。

(2)　計画の位置づけ

国の「依存症対策総合支援事業実施要綱に基づく計画で、本市が任意で策定します。

(3)　計画期間

５年間（令和３年度から令和７年度まで）

2　素案の概要

別紙１　パブリックコメント用「横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）素案概要版」に記載しています。

3　パブリックコメント

(1)　実施期間

令和３年３月８日（月）から令和３年４月６日（火）まで30日間

(2)　主な資料配布場所

区役所、市役所（市民情報センター）、横浜市こころの健康相談センター等へ配架しています。また、本市ウェブサイトにも掲載しています。

(3)　意見提出方法

回答フォーム、電子メール、郵送、ＦＡＸ等で意見を受け付けています。

4　今後のスケジュール（予定）

令和３年　３月～４月　　パブリックコメント実施
　　　　　９月～10 月　　計画の確定

アルコール・薬物・ギャンブル等依存症などの回復支援に向けた
「横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)」(計画期間:令和３年度～令和７年度)
素案に対するパブリックコメントを実施しています。
(実施期間:令和３年３月８日～４月６日)

横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)素案【概要版】

第１章 計画の概要

1 計画策定の趣旨等

<計画策定の趣旨>
- 本計画は、本市の依存症対策の取組と、民間支援団体等が積み上げてきた活動を結びつけ、依存症に関する支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで**包括的な支援の提供を目指す**ものです。

<計画策定の位置付け>
- 本計画は**国の「依存症対策総合支援事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)において定められた、地域支援計画**として策定するものです。
- 本計画は、**国、神奈川県及び本市における関連計画との整合**を図りながら策定しました。
- 本計画は、**①「横浜市精神保健福祉審議会 依存症対策検討部会」(以下「検討部会」という。)での議論、②「横浜市依存症関連機関連携会議」(以下「連携会議」という。)での議論、③関係機関等に対する各種調査**といった取組を通じ、幅広い意見を取り入れながら策定を進めました。

<計画の期間>
- 本計画の計画期間は、**令和３年度～令和７年度の５年間**とします。

<計画の対象>
- 本計画は、**アルコール・薬物・ギャンブル等依存症の３つを主たる施策の対象**としつつ、ゲーム障害といった新しい依存症など、**その他の依存症も含む依存症全般を視野に入れた内容**として策定しています。

2 用語の定義

- 本計画では、以下のように用語の定義を行いました。

用語	定義
依存症	● アルコールや薬物などの物質の使用や、ギャンブル等やゲームなどの行為を繰り返すことによって脳の状態が変化し、日常生活や健康に問題が生じているにもかかわらず、「やめたいと思わない」、「やめたくても、やめられない」、「コントロールできない」状態である ● 国際疾病分類(ICD-11)では、物質使用及び嗜癖行動による障害に位置付けられている ● 本人の意志の弱さや家族等の周囲の人の努力不足によるものではなく、様々な生きづらさや孤独を抱えるなど、原因や背景は多様であり、適切な医療や支援につながることで回復できる
回復	● 依存症の本人や家族等の抱える困難が軽減され、より自分らしく健康的な暮らしに向かって進んでいけること、自分らしく健康的な暮らしを続けること

第2章 本市における依存症に関連する状況と課題

1 本市の依存症に関する状況

- 平成 30 年度に実施された厚生労働科学研究の研究結果に基づく推計によると、**アルコール依存症の生涯経験者の割合は男性の 0.8%、女性の 0.2%**となっています(※1)。
- 令和元年度に実施された国立精神・神経医療研究センターの調査結果によると、**生涯で 1 度でも薬物**(有機溶剤、大麻、覚醒剤、MDMA、コカイン、ヘロイン、危険ドラッグ、LSDのうちいずれかの薬物)**の使用を経験した人の割合は、2.5%**となっています(※2)。
- 本市が令和元年 12 月～令和 2 年 3 月にかけて実施した調査の結果によると、**過去 1 年以内にギャンブル等依存症が疑われる人の割合の推計値は成人の 0.5%、生涯でギャンブル等依存症が疑われる人の割合の推計値は成人の 2.2%**となっています(※3)。
- 本市における依存症(アルコール・薬物・ギャンブル等・その他)に関する相談件数を見ると、**令和元年度には、こころの健康相談センターでのべ 1,028 件、区役所でのべ 2,369 件の相談**を受け付けています(※4)。

こころの健康相談センターにおける
依存症関連ののべ相談件数

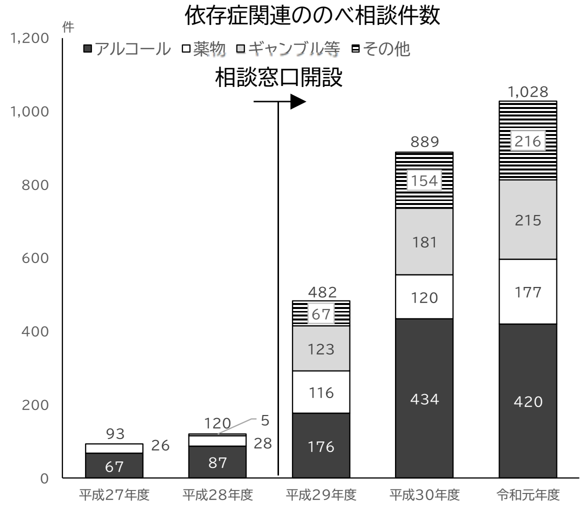

区役所における依存症関連ののべ相談件数

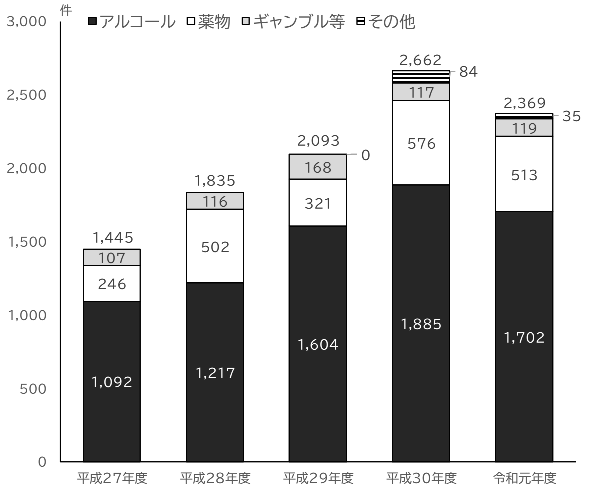

(※1)「2018 年わが国の成人の飲酒行動に関する全国調査」(厚生労働科学研究費補助金(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業) 分担研究平成 30 年度報告書)
(※2)国立精神・神経医療研究センター「薬物使用に関する全国住民調査(令和元年)」(令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業)分担研究報告書)
(※3)横浜市「横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査」(令和元年度)
(※4)出典は横浜市資料。なお、「その他」の依存症への相談件数は平成 29 年度より抽出しているため、同年以降の相談件数を掲載

2 本市及び関係機関、民間支援団体等における取組と状況

①身近な支援者

- 本市では、精神障害者生活支援センターや基幹相談支援センター、地域ケアプラザ、区役所の高齢・障害支援課、生活支援課など、依存症の本人等の一次相談窓口となる身近な支援者が活動しています。
- 身近な支援者における相談では、アルコールをはじめとする依存症の問題が含まれることは珍しくない状況にあり、こうした支援者が依存症問題に対する理解と対応力を高め、専門的な支援者との連携を強化していくことが、依存症の予防・早期発見・早期支援に向けて極めて重要と考えられます。

②医療機関

- 神奈川県とともに選定している専門医療機関をはじめとして、依存症の治療等を行う医療機関が複数あり、依存症の治療、合併する精神疾患への対応、障害福祉サービス等と連携した支援などが行われています。

③民間支援団体等（回復支援施設・自助グループ等）

- 市内には多くの回復支援施設や自助グループ・家族会等が活動しており、依存症からの回復を目指し、様々なプログラムの実施、あるいは依存症の問題を抱えた人たちや家族等が相互に支えあう取組を進めています。

④行政（こころの健康相談センター等）

- 本市では、実施要綱に基づく依存症相談拠点であるこころの健康相談センターと区役所の精神保健福祉相談を中心に、関係機関と連携をしながら相談対応や支援施策を展開しています。

3　計画課題の整理

■ 本計画の策定にあたって、各種調査、検討部会・連携会議等を通じ、一次支援から三次支援における12の「課題」を設定しました。

本計画における一次・二次・三次支援の対象と定義

- 一次支援：依存症の予防に向けた普及啓発や偏見解消に向けた理解促進の取組をいう。
- 二次支援：依存症の早期発見・早期支援に向けた取組、依存症の支援につながっていない人、他の支援を受けている人で依存問題を抱えている人への支援に向けた取組などをいう。
- 三次支援：依存症の本人やその家族等の回復を支えていくための取組をいう。また、民間支援団体等や医療機関の活動支援なども含む。

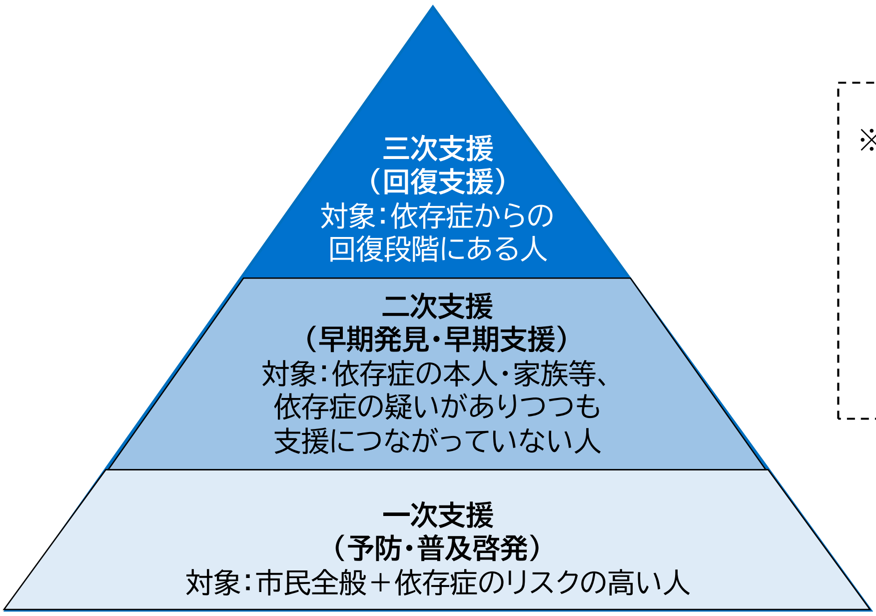

※一般的に予防医学等で、一次「予防」、二次「予防」、三次「予防」という用語が用いられます。今回用いている一次「支援」、二次「支援」、三次「支援」もほぼ同じ意味で使用していますが、回復のために努力を続けている本人や家族等へ、より肯定的な表現となるよう、「支援」という用語を使用しています。

本市の依存症対策における課題

フェーズ	課題
一次支援	① ライフステージに合わせた切れ目ない依存症に関する情報提供・啓発
	② 特に依存症のリスクが高まる時期に重点化した普及啓発
	③ 依存症に関する基本知識の普及啓発
二次支援	④ 依存症の本人や家族等が早期に適切な支援につながるための普及啓発
	⑤ 依存症の複合的な背景を踏まえた重層的な早期支援体制の構築
	⑥ 身近な支援者等から専門的な支援者へ円滑につなぐ取組
	⑦ 専門的な支援者や家族等への支援
三次支援	⑧ 支援団体ごとの特色を生かし、多様なニーズに対応するための情報共有
	⑨ 支援者によるアセスメント力向上
	⑩ 専門的な支援者等が継続的に活動するための支援
	⑪ 様々な支援ニーズに取り組む民間支援団体等の運営面等の課題への対応
	⑫ 回復段階において新たに顕在化する課題への対応

第3章 計画の目指すもの

1 基本理念

■ 本計画における基本理念は以下の通りです。

【基本理念】
依存症の本人や家族等の抱える困難が軽減され、
より自分らしく健康的な暮らしに向かって進み続けるようにできること

2 基本方針

■ 先に掲げた基本理念を達成するため、本計画では、以下の通り基本方針を定めます。

【基本方針】
依存症の予防及び依存症の本人や家族等が
自分らしく健康的に暮らすための支援に向け、
関係者がそれぞれの強みを生かしながら、連携して施策を推進すること

3 基本方針の実現に向けた取組体制

■ 基本方針の実現に向け、本市こころの健康相談センター、区役所の精神保健福祉相談等の関係部署、専門的な医療機関、民間支援団体等、身近な支援者などの関係者が連携し、一体となって依存症対策の取組を進めます。

基本方針の実現に向けた取組体制

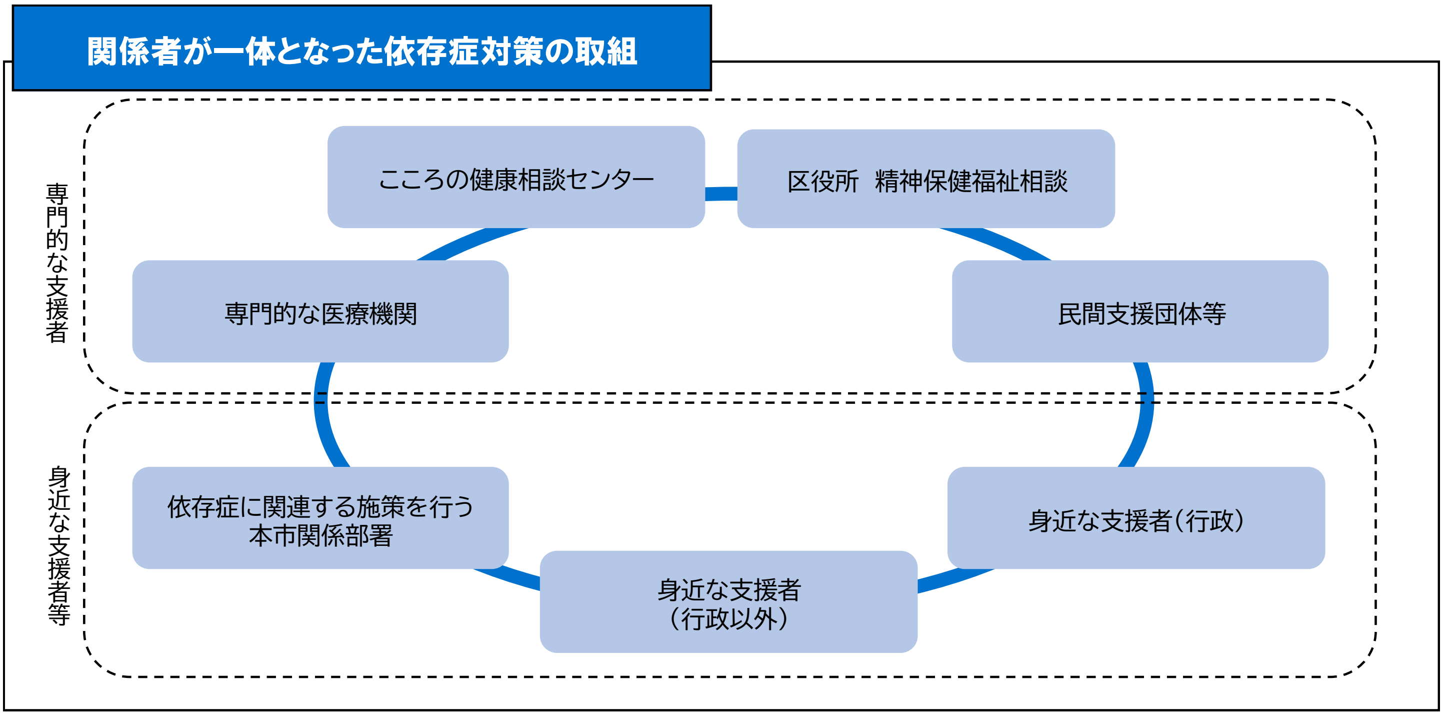

■ 第 2 章で導出した 12 の課題に対応するため、6 つの重点施策を設定しました。各重点施策の内容と主な施策は以下の通りです。

1 一次支援にかかる重点施策

重点施策1 予防に資する普及啓発
【様々な年齢の人を対象として、様々な場所で普及啓発・予防教育を展開】

【施策の一例】

【若年層への啓発・依存症予防の知識の提供】

○ 児童・生徒を対象としたリーフレットの配布などの教育・啓発を実施するほか、ホームページ等で広く青少年・若者向けの効果的な広報教育・啓発を実施

○ ゲーム障害に関して、正しい理解と適切な付き合い方について、小中学校等と連携して普及啓発を実施

依存症啓発リーフレット

【身近な支援者等による啓発】

○ ライフステージの中で直面した問題を起因として依存症となることを防止するため、身近な支援者における依存症の啓発や予防に向けた情報提供などを実施

【多量飲酒等の防止(適量な飲酒)への取組】

○ 生活習慣病改善相談や健康づくり関連イベントなどの普及啓発の中で、多量飲酒等の防止に向けた啓発等の取組を実施

【薬物乱用防止への取組】

○ 現在実施している不正大麻・けし撲滅運動や講習会、啓発の充実を図るとともに、薬物乱用防止庁内連絡会を通じた関係機関との連携・情報共有を引き続き推進

【高等学校の保健体育におけるギャンブル等依存症の教育】

○ 平成 30 年に公示された高等学校の学習指導要領及び高等学校学習指導要領解説の内容を踏まえ、高等学校の保健体育の授業で、アルコール、薬物等の依存症に加えて、ギャンブル等依存症についても実施

重点施策2 依存症に関する正しい理解、知識を広めるための普及啓発
【依存症に対する偏見の解消や正しい理解の促進に向けて、市民全体を対象とした普及啓発の取組を推進】

【施策の一例】

【依存症について関心を持ち正しい理解を促進する普及啓発】

○ 多くの市民が依存症の問題に関心を持ち、依存症に関する正しい理解が進むよう、メディアやインターネットを活用した情報発信など、多くの人の目に触れる手段・方法による情報の提供・発信を実施

○ 依存症理解促進のための市民向け講座を開催

本市 依存症の基礎知識ホームページ

2　二次支援にかかる重点施策

重点施策3　相談につながるための普及啓発

【本人や家族等が適切な相談支援機関につながれるよう、相談先に関する情報の提供や依存症の正しい知識の啓発を推進】

【施策の一例】

【依存症の本人や家族等が相談につながる普及啓発】

○ 依存症の本人、その家族や友人・知人などが相談支援機関について情報を入手し、相談につながることができるよう、多くの人の目に触れる手段・方法により相談支援機関に関する情報の提供・発信を実施

【家族等向けの啓発】

○ 区役所の関係各課などに相談に来た家族等に対し、相談支援機関や専門的な支援者に関する情報提供などを実施

○ 家族等からの一次相談に基づき早期発見・早期支援につなげていくために、家族等や身近な支援機関の職員などに、受診できる医療機関の周知を推進

【インターネットを活用した情報提供】

○ Web 上でできるチェックリストの提供や、チェック結果を踏まえて本人等のニーズに合った相談・支援・医療機関の検索ができるWebサイトの作成などを実施

相談を促す啓発カード

重点施策4　身近な支援者等から依存症支援につなげるための取組

【依存問題を抱える人の発見と専門的な支援者へのつなぎに向けた取組を推進】

【施策の一例】

【連携会議による支援情報の収集と共有等】

○ 依存症の本人等に対する包括的な支援を実施するため、関係機関の連携や情報・課題の共有を目的とした連携会議を定期的に開催

横浜市依存症関連機関連携会議のイメージ図

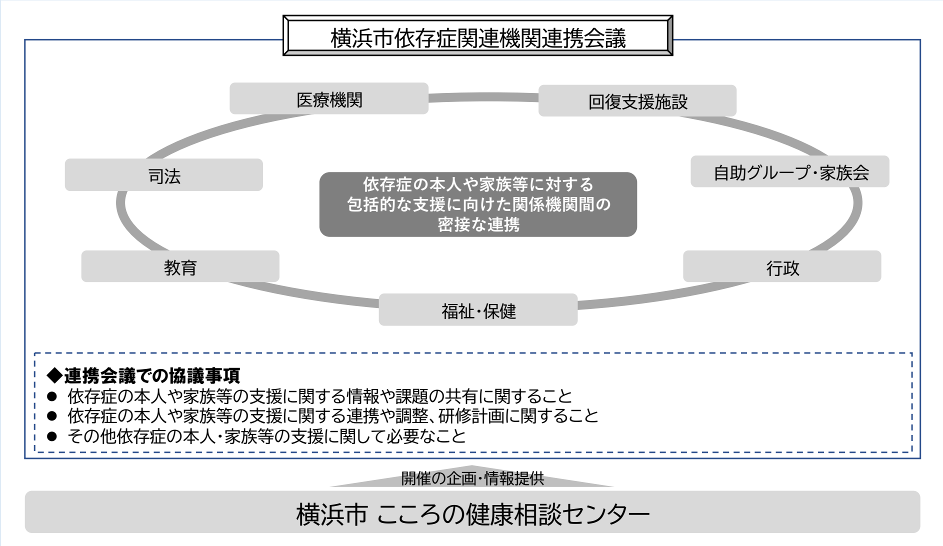

【支援ガイドラインの作成及び支援者向け研修の実施】

○ 身近な支援者から、専門的な支援者へ適切なつなぎを行うための、支援ガイドラインの作成を推進

○ 身近な支援者向け研修の実施

【区役所の関係各課が連携した相談等への対応】

○ 区役所の精神保健福祉相談及び関係各課において、研修受講などを通じて、依存症の理解の向上と相談対応力の強化を推進

○ 相談を受けた担当課だけでは対応が難しい場合には、関係各課や関係機関と状況共有や連携した対応を実施

【内科等での気付きとつなぎ】

○ 内科等において依存症が疑われる事例をスクリーニングし、専門的な支援者へとつなぐための仕組みづくりを検討

○ 依存症の本人等が内科を受診した際に、医師などが依存症の可能性に気付き、専門的な医療機関や民間支援団体等へつなぐことができるよう、医療従事者等向けに依存症にかかる情報提供や研修などを開催

重点施策５　専門的な支援者による回復支援の取組

【専門的な支援者による強みを生かした支援の実施や、施設の危機管理・人材育成等を支援する取組を推進】

【施策の一例】

【回復プログラム・家族教室の実施】

○ こころの健康相談センターにおいて、依存症の再発のサイン・対処法などを本人と一緒に考える回復プログラムを実施

○ こころの健康相談センターや区役所において、家族等が依存症を学び、対応方法や回復について考える家族教室を実施

【民間支援団体等による依存症の本人や家族等への支援】

○ 多様性のある本市の民間支援団体等が、それぞれの特性を生かして、依存症の本人や家族等の回復に向けた取組を実施

【民間支援団体等への活動支援】

○ 民間支援団体等が継続して依存症の本人等を支援できるよう、ミーティング・普及啓発・相談等の団体の活動を補助

○ 男女共同参画センターにおいて、自助グループの活動場所の提供等の支援やセミナー開催の支援を実施

【スタッフの人材育成・セルフケアのための取組】

○ 民間支援団体等のスタッフの継続的な人材育成、スタッフの「燃え尽き症候群」（バーンアウト）や離職の防止に向けて、支援スキルの向上やセルフケアのための研修の開催や施設を越えたスタッフ間のネットワーク形成を支援

重点施策６　地域で生活しながら、回復を続けることをサポートする取組

【回復支援施設等から地域に生活の場を移した後に、孤立せず、回復し続けられる取組を推進】

【施策の一例】

【連携会議によるサポート体制の構築】

○ 連携会議を通して、支援者間の情報共有等の促進を図り、地域で回復し続けられる支援体制の構築を推進

【回復や支援に関する情報共有】

○ 支援の質の向上と回復プロセスの周知に向け、様々な回復プロセスを共有し、行政や民間支援団体等、一般市民へ周知を実施

【更生保護と一体となったサポート】

○ 薬物等に関連する犯罪を犯した人が、社会の中で孤立し、薬物使用を再び繰り返してしまうことを防ぐため、保護観察所等と連携し、当事者に対して民間支援団体等の情報提供や依存症以外の問題も含めた相談対応を推進

◆本概要版の内容及び
パブリックコメントに関するお問い合わせ先
横浜市健康福祉局精神保健福祉課
〒231-0005 横浜市中区本町２－22 京阪横浜ビル 10 階
電話：045-662-3554　FAX：045-662-3525
E-mail：kf-izon-kekaku@city.yokohama.jp

「横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）」素案についての意見記入用紙

「横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）」素案に対する御意見を御記入ください。

御意見をいただく章番号（あてはまるものに○）	1. 第１章について　2. 第２章について 3. 第３章について　4. 第４章について 5. 第５章について　6. 計画全般について
御意見の内容をご記入ください（自由記述）	

御記入いただき、ありがとうございました。

第５章 計画の推進体制

1 関係主体に期待される役割

■ 本計画の推進のためには、**関係主体がそれぞれの役割を果たしながら、連携し、一体となって取り組む**ことが必要です。

■ また、一次支援～三次支援において、個々の団体・機関等がそれぞれの専門性を発揮して支援を行うとともに、**自団体・機関が専門とする支援領域以外でも可能な支援・活動のあり方を模索する**ことが重要です。

2 計画の進行管理

■ 本計画では、**PDCAサイクルの手法を活用し、計画全体の進行管理**を行います。

■ また、**重点施策ごとに指標を設け、計画の進捗状況を点検**します。指標の検証にあたっては、施策ごとの取組の方向性を設定し、実績等の振り返りを定期的に行います。

【関係主体に期待される役割】

◆ **身近な支援者**
（行政、福祉、一般医療機関、司法、教育）
依存症に関する情報収集、依存症問題への気付きと専門的な支援へのつなぎ、依存症周辺問題への対応など

◆ **民間支援団体等**
（回復支援施設、自助グループ・家族会）
依存症啓発の担い手、依存症の人の治療・回復支援など

◆ **専門的な医療機関**
依存症啓発の担い手、依存症の人の治療・回復支援など

◆ **依存症関連施策の実施者としての行政**
（こころの健康相談センター、健康福祉局精神保健福祉課、区役所　精神保健福祉相談）
依存症に関する情報収集、支援施策の企画・立案、依存症啓発の担い手など

料金受取人払郵便

横浜港局
承認
XXXX

差出有効期間
令和Ｘ年
Ｘ月XX日まで

郵便はがき

２３１－８７９０

００５

横浜市中区本町２－22
京阪横浜ビル10階

横浜市健康福祉局
精神保健福祉課　行

よろしければ、あなたの情報を御記入ください

■お住まい（あてはまるものに〇をしてください）
横浜市内　　横浜市外

■年代（あてはまるものに〇をしてください）
20歳未満　　20～39歳　　40～64歳
65～74歳　　75歳以上

「横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）」素案への御意見をお寄せください

募集期間：令和３年３月８日（月）から令和３年４月６日（火）まで

御意見は、以下のいずれかの方法でお寄せください。

①電子申請回答フォーム（推奨）	https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/form.do?acs=izonsyoplanpubcom
②メール	kf-izon-kekaku@city.yokohama.jp
③郵送	左記はがき（切手不要）
④FAX	045-662-3525

<御留意いただきたい点>

● いただいた御意見の概要と、それに対する本市の考え方をまとめ、後日ホームページで公表します。個別の回答はいたしませんので、御了承ください。

● いただいた御意見は公開する可能性がありますので、御承知おきください。

● 御意見に付記された氏名、住所等の個人情報につきましては適正に管理し、本素案に対するパブリックコメントに関する業務にのみ利用させていただきます。

● その他個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例に従って適正に取り扱います。

資料７
令和３年３月 横浜市社会福祉審議

横浜市福祉のまちづくり推進指針の改定について

１　趣旨

横浜市福祉のまちづくり推進指針（以下「推進指針」といいます。）は、横浜市福祉のまちづくり条例（平成 24 年条例第 90 号。以下「条例」といいます。）第 12 条に基づき、策定しています。

このたび、次期推進指針の内容がまとまりましたのでご報告します。

２　次期推進指針について

⑴　検討の進め方

次期推進指針の具体的な内容については、横浜市福祉のまちづくり推進会議（以下「推進会議」といいます。）及びその下部組織である小委員会で検討しました（別紙参照）。

現行推進指針の期間が令和２年度までとなっているため、次期推進指針策定のための検討を元年度から２か年に渡り行いました。

⑵　これまでの検討内容及び経緯

小委員会において現行推進指針の振返りや次期推進指針の検討を行ったほか、福祉のまちづくりの現状把握を目的とした市民意識調査を行いました。また、ワークショップや市民意見募集を実施しました。

- 関係団体ヒアリング
- グループヒアリング
- 街頭インタビュー
- 市民アンケート
- Ｗｅｂ会議ツールによるワークショップ
- 市民意見募集

⑶　次期推進指針の内容

ア　全体に関する考え方

○策定期間は、社会情勢の変化に対応するため、現行推進指針と同様の**５年間**とします。

○福祉や福祉のまちづくりに関わっている方以外にも関心をもっていただけるよう、主に**福祉のまちづくりに関心が低い層**や**無意識な層**をターゲットとし、構成や文言・説明をわかりやすくします。

○標題には**「ふくまちガイド」**といった通称を使用し、市民や事業者の皆様が親しみやすい名称とします。

○困っている人からの一方的な要望ではなく、**誰もが福祉のまちづくり推進の担い手となることの重要性**を伝えます。

○福祉のまちづくりを推進し、横浜が目指す姿である**「ビジョン（未来像）」**を示します。また、ビジョンを実現するための大切な考え方である４つの**「ポリシー（理念）」**を示し、ポリシーを踏まえ、ビジョンを実現するための**「アクション（行動）」**で基礎知識や事例を紹介します。

○次期推進指針の内容が、**実際に具体的な行動につながるようにします**。

○**障害の「社会モデル」**や**ＳＤＧｓ**といった新たな理念について記述します。

イ　主な改定概要

次期推進指針は主に「ビジョン（未来像)」、「ポリシー（理念)」、「アクション（行動)」の３つで構成されています。

ビジョン（未来像）【７ページ】
「ソフトとハードが一体となった取組をみんなで進め、 多様性を尊重するヨコハマのよさを育み、 安心して自由に生活できるインクルーシブなまち」 ・「ヨコハマのよさ」として、横浜が培ってきた多様な文化を受け入れ、大切にする風土があることを明記しました。 ・「インクルーシブ」という言葉を用い、「全ての人が受け入れられ、参加できる」という考え方を反映します。

ポリシー（理念）【８ページ～10 ページ】
ポリシー１　みんな違ってあたりまえ ポリシー２　一緒に活動する ポリシー３　まずはやってみる ポリシー４　もっともっとバリアフリー

アクション（行動）【11 ページ～31 ページ】
<u>基礎知識</u> ・高齢者、障害者、子育て中の人、外国人、性的少数者などに関する基本的な情報を紹介します。 ・読者が一歩踏み出すきっかけとなるよう「アクション（行動）の具体例」を掲載します。 <u>事例紹介</u> 市民・事業者・市（行政）の取組事例を紹介します。

(4)　令和３年度 実施事項（予定）

・次期推進指針に関する講演会

・次期推進指針の内容を普及・啓発するための動画作成

・冊子（<u>次期推進指針</u>及び<u>リーフレット）</u>の配布

（各区役所、市・区社会福祉協議会、市内各種学校、鉄道・バス事業者等）

資料７　別紙

横浜市福祉のまちづくり推進会議について

◆横浜市福祉のまちづくり推進会議　構成図

横浜市福祉のまちづくり推進会議

○設置根拠
横浜市福祉のまちづくり条例　第７条第１項

○構成
学識経験者、事業者、関係団体代表者、市民公募委員など。30人以内。

○役割
横浜市の福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項について調査審議。
専門委員会及び小委員会において検討した事項について、審議します。

必要に応じて設置

検討事項を報告

必要に応じて設置

専門委員会

○設置根拠
・横浜市福祉のまちづくり条例
　第７条第３項
・横浜市福祉のまちづくり推進会議
　運営要綱　第７条

○構成
会長のほか推進会議委員若干名
及び臨時委員

○役割
先進事例等のほか福祉のまちづくりの推進に関し専門的な調査研究

情報共有

小委員会

○設置根拠
・横浜市福祉のまちづくり条例
　第７条第３項
・横浜市福祉のまちづくり推進会議
　運営要綱　第６条

○構成
会長のほか推進会議委員若干名
及び臨時委員

○役割
福祉のまちづくりを地域に普及するとともに、市民意見を反映

資料８
令和３年３月 横浜市社会福祉審議会

健生支第３２８４号
令和３年３月２６日

横浜市社会福祉審議会
委員長職務代理者　渡部　匡隆　様

横浜市長　林　文子　横浜市長印 健康福祉局専用

神奈川区生活支援課における生活保護申請に対する不適切な対応の検証について（諮問）

生活保護制度については、生活保護法第７条において、「保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請にもとづいて開始するものとする。」と規定されており、申請保護を原則としています。

相談者から申請の意思が表明された場合には、速やかに申請書を交付して申請を受け付ける必要があります。

一方、令和３年２月 22 日、神奈川区生活支援課において、住まいのない相談者が申請書を持参して生活保護の申請意思を表明したにもかかわらず、制度の誤った説明をして、申請を受け付けずに帰してしまう不適切な対応がありました。

この事案について、専門的な知見を持った第三者による詳細調査を実施し、原因究明及び再発防止の取組について諮問します。

横 浜 市 記 者 発 表 資 料

令 和 ３ 年 ３ 月 ９ 日
神奈川区生活支援課

神奈川区における生活保護申請対応について

令和３年２月 22 日（月）に生活保護の申請のため神奈川区生活支援課に来所された方（以下　当事者という）の申請の受付を行いませんでした。このことについて先ほど当事者を支援する団体より抗議・要望書をお受けいたしました。

来所者の意思を尊重した対応が行えなかったことについて深く反省しお詫び申し上げます。

１　経過

令和３年２月 22 日　午前中　当事者が神奈川区生活支援課に来所。

事前に作成した保護申請書を持参し「アパートで生活をしたいため、生活保護の申請をしたい」との話がありました。

区からは、当事者の生活状況を聞き取りながら生活保護制度について説明しました。

当事者より「再度関係者と相談する」と申し出があり、相談を終了しました。

２　問題点

相談時に保護申請書を持参し「生活保護の申請をしたい」と意思表示がありましたが、相談終了時に再度関係者と相談するとのお話しがあったため、申請の受付をしませんでした。

また、生活保護についての誤った説明や施設入所が生活保護の条件であるかのような誤った説明をしていました。

今後の生活について当事者の状況に寄り添った丁寧な対応ができず、方向性が見つからないまま相談を終了したことは重要な問題と認識しております。

３　今後の対応

課内職員に対し、面接時の適切な取扱いについて改めて周知、当事者の意思を尊重した対応を徹底し改善に向けて取り組みます。また、生活保護制度についての正しい理解に基づいた説明ができるよう研修等を実施してまいります。

区のみで対応できないものについては、健康福祉局とも調整し対応してまいります。

資料９

令　和　３　年　度

予　算　概　要

健　康　福　祉　局

健康福祉局予算案の考え方

超高齢社会が進展し人口減少の局面を迎える中、福祉・保健分野における市民ニーズは多様化・複雑化しており、支援を必要とされる方へのきめ細やかな対応が求められています。また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しており、引き続き、市民の安心・安全確保に向け、各種対策を講じていく必要があります。

このような状況の中、新型コロナウイルス感染症対策に全力で取り組むとともに、「横浜市中期４か年計画 2018～2021」をはじめとする各種計画の目標達成に向けた施策を着実に実施します。また、10 年、20 年先を見据え、将来にわたって持続可能な施策の充実を目指し、健康づくりをはじめとした各種取組を推進していきます。

＜令和３年度の６つの柱＞

１　新型コロナウイルス感染症対策の実施
２　健康づくりと健康危機管理などによる市民の安心確保
３　地域包括ケアの推進と高齢者の社会参加　４　障害者福祉の充実
５　暮らしを支えるセーフティネットの確保　６　参加と協働による地域福祉保健の推進

＜主な取組＞

「新型コロナウイルス感染症対策の実施」 市民の安心・安全を確保するため、ワクチン接種について、高齢者から優先して実施するとともに、コールセンターの運営やＹ－ＡＥＩＴによる予防対策指導等の感染予防や拡大防止に向けた取組を実施します。また、帰国者・接触者外来の設置・運営等の診療・検査体制の充実を図ります。さらに、福祉施設に対する事業継続にかかる支援等を実施するほか、生活にお困りの方や悩みを抱えている方等に対しての相談支援を行います。

「健康づくりと健康危機管理などによる市民の安心確保」 健康寿命の延伸を目指し、歯科口腔保健や健康格差の解消に向けた取組を拡充します。健康なライフスタイルの浸透を図るため、健康経営の普及やウォーキングポイント事業を進めます。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催に備えた健康危機管理対策を進めます。さらに、増加する火葬や墓地の需要に対応するため、鶴見区において新たな斎場整備を着実に進めるとともに、市営墓地の整備に取り組みます。

「地域包括ケアの推進と高齢者の社会参加」 第８期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画の取組を推進します。元気な高齢者が活躍できるよう、介護予防・健康づくり、社会参加を通じた生きがいづくりを進めます。また、介護が必要になっても、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護サービスの充実を図ります。さらに、敬老特別乗車証のＩＣ化等に向けた新たなシステムの構築を進めます。

「障害者福祉の充実」 障害のある人もない人も誰もが自らの意思により自分らしく生きることができるよう、第４期横浜市障害者プランの取組を推進します。また、横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）を策定し、アルコール、薬物、ギャンブル等の総合的な対策を一層進めます。さらに、重度障害者への自動車燃料費助成を新たに開始するほか、タクシー料金助成の対象を、65 歳以上で該当の身体障害者手帳を交付された方にも拡大します。

「暮らしを支えるセーフティネットの確保」 様々な事情により生活にお困りの方が周囲から孤立することなく安定した生活を送れるよう、包括的な支援の取組を進めます。また、いわゆる「8050 問題」への対応を進めるため、青少年相談センター（ひきこもり地域支援センター）の移転に合わせ、40 歳以上の支援体制を強化したひきこもり地域支援センターを設置し、中高年のひきこもり状態にある方やそのご家族に対する支援をより充実させていきます。さらに、小児医療費助成について、１、２歳児の所得制限を無くし、一層充実を図ります。

「参加と協働による地域福祉保健の推進」 第４期横浜市地域福祉保健計画を引き続き推進し、地域福祉保健活動の基盤づくりや身近な地域の支え合いが一層充実するよう、地域住民、事業者、関係機関と協働して取り組んでいきます。また、地域における身近な福祉保健の拠点となる地域ケアプラザの運営、未整備地区での整備に取り組みます。

これらの取組を通じ、市民の皆様の「今日の安心、明日の安心、そして将来への安心」を目標に、市民生活の安心・安全の確保に向け、職員一丸となって取り組んでいきます。

健康福祉局予算案総括表

（一般会計）

（単位：千円）

項　　　目	２年度	３年度	増△減	増減率（%）	備　　　考
７款 健康福祉費	335,761,496	377,369,898	41,608,402	12.4	
１項 社会福祉費	44,719,948	45,227,742	507,794	1.1	社会福祉総務費、社会福祉事業振興費、国民年金費、ひとり親家庭等医療費、小児医療費
２項 障害者福祉費	117,404,031	119,872,083	2,468,052	2.1	障害者福祉費、こころの健康相談センター等運営費、障害者手当費、重度障害者医療費、障害者福祉施設運営費、リハビリテーションセンター等運営費
３項 老人福祉費	11,747,499	13,549,889	1,802,390	15.3	老人措置費、老人福祉費、老人福祉施設運営費
４項 生活援護費	129,439,389	131,686,416	2,247,027	1.7	生活保護費、援護対策費
５項 健康福祉施設整備費	6,005,648	9,713,764	3,708,116	61.7	健康福祉施設整備費
６項 公衆衛生費	23,242,192	54,270,844	31,028,652	133.5	健康安全費、健康診査費、健康づくり費、地域保健推進費、公害・石綿健康被害対策事業費
７項 環境衛生費	3,202,789	3,049,160	△ 153,629	△ 4.8	食品衛生費、衛生研究所費、食肉衛生検査所費、環境衛生指導費、葬務費、動物保護指導費
１７款 諸支出金	118,581,463	121,992,174	3,410,711	2.9	
１項 特別会計繰出金	118,581,463	121,992,174	3,410,711	2.9	国民健康保険事業費、介護保険事業費、後期高齢者医療事業費、公害被害者救済事業費、水道事業、自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
一般会計計	454,342,959	499,362,072	45,019,113	9.9	

（特別会計）

項　　　目	２年度	３年度	増△減	増減率（%）
国民健康保険事業費会計	316,367,401	317,512,526	1,145,125	0.4
介護保険事業費会計	293,142,471	314,310,106	21,167,635	7.2
後期高齢者医療事業費会計	82,424,114	84,453,843	2,029,729	2.5
公害被害者救済事業費会計	37,775	37,952	177	0.5
新墓園事業費会計	1,692,461	1,644,296	△ 48,165	△ 2.8
特別会計計	693,664,222	717,958,723	24,294,501	3.5

健康福祉局一般会計予算の財源

	２年度	３年度
特定財源	(43.6) 197,868,915	(46.8) 233,790,161
一般財源	(56.4) 256,474,044	(53.2) 265,571,911
合計	(100) 454,342,959	(100) 499,362,072

（　）内は構成比

目　次

・　令和３年度健康福祉局予算案の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
・　令和３年度健康福祉局予算案総括表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

Ⅰ 新型コロナウイルス感染症への対策の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

・ 新型コロナウイルス感染症対策に関する予算案の考え方
1 診療・検査体制の充実
2 不安・負担の軽減
3 感染拡大防止に向けた取組
4 施設の事業継続に向けた取組
5 生活にお困りの方への支援

Ⅱ 地域福祉保健の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

6 地域福祉保健計画推進事業等
7 権利擁護事業
8 地域ケアプラザ整備・運営事業
9 だれにもやさしい福祉のまちづくり推進事業等

Ⅲ 高齢者保健福祉の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

・ 介護保険制度関連事業の概要
・ 横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けて
10 介護保険事業
11 （地域支援事業）介護予防・日常生活支援総合事業
12 （地域支援事業）包括的支援事業
13 （地域支援事業）任意事業
14 介護保険外サービス
15 認知症施策の推進
16 高齢者の社会参加促進
17 介護人材支援事業
18 低所得者の利用者負担助成事業
19 地域密着型サービス推進事業
20 施設や住まいの整備等の推進

Ⅳ 障害者施策の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

・ 障害福祉主要事業の概要
21 障害者の地域生活支援等
22 障害者の地域支援の拠点
23 障害者の相談支援
24 障害者の移動支援
25 障害者支援施設等自立支援給付費
26 障害者グループホーム設置運営事業
27 障害者施設の整備
28 障害者の就労支援
29 障害者のスポーツ・文化
30 障害者差別解消・障害理解の推進
31 重度障害者医療費助成事業・更生医療事業
32 こころの健康対策
33 依存症対策事業
34 精神科救急医療対策事業

Ⅴ 生活基盤の安定と自立の支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

35 生活保護・生活困窮者自立支援事業等
36 援護対策事業
・ いわゆる「8050問題」とは
37 小児医療費助成事業・ひとり親家庭等医療費助成事業
38 後期高齢者医療事業
39 国民健康保険事業

Ⅵ 健康で安全・安心な暮らしの支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

40 市民の健康づくりの推進
41 がん検診事業
42 予防接種事業
43 感染症・食中毒対策事業等
44 衛生研究所運営事業
45 医療安全の推進
46 食の安全確保事業
47 快適な生活環境の確保事業
48 動物の愛護及び保護管理事業
49 難病対策事業　公害健康被害者等への支援
50 斎場・墓地管理運営事業

・外郭団体関連予算案一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

※この冊子の中の数値は、各項目ごとに四捨五入しています。
※【基金】と記載している事業は社会福祉基金を充当している事業です。

Ⅰ　新型コロナウイルス感染症への対策の実施

令和３年度新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症対策として、市民が安全で安心した生活を送れるよう、次に掲げる内容を基本的な考え方とし、様々な取組を実施していきます。

＜新型コロナウイルス対策に対する基本的な考え方＞

◆感染予防・拡大防止の推進

安心かつ円滑な接種に向けた体制を整備し、新型コロナウイルスワクチンを市民に対して接種します。また、広報や研修など、様々な手段を通じて予防に関する知識を啓発するとともに、ＩＣＴの活用など接触機会の減少に向けた取組などにより感染予防を推進します。そして、Y-AEITの予防対策実地指導、保健所の体制強化による疫学調査、高齢者施設新規入所者を対象としたＰＣＲ検査費助成により、感染拡大防止を進めます。

◆感染時の支援体制の充実

新型コロナウイルス感染症が発生した場合に、市民が安心して受けることができる診療・検査体制の整備や、各福祉事業者における福祉サービス提供の継続に向けた支援などにより、市民の生命と健康を守る体制を充実させます。

◆暮らし・生活の安心確保

生活の支援に関する各種給付や一時的な生活及び宿泊場所の確保など、生活に不安を抱える方に対するセーフティネットを拡充します。また、自殺対策に関しては、相談機会の増加を図り不安の軽減につなげます。

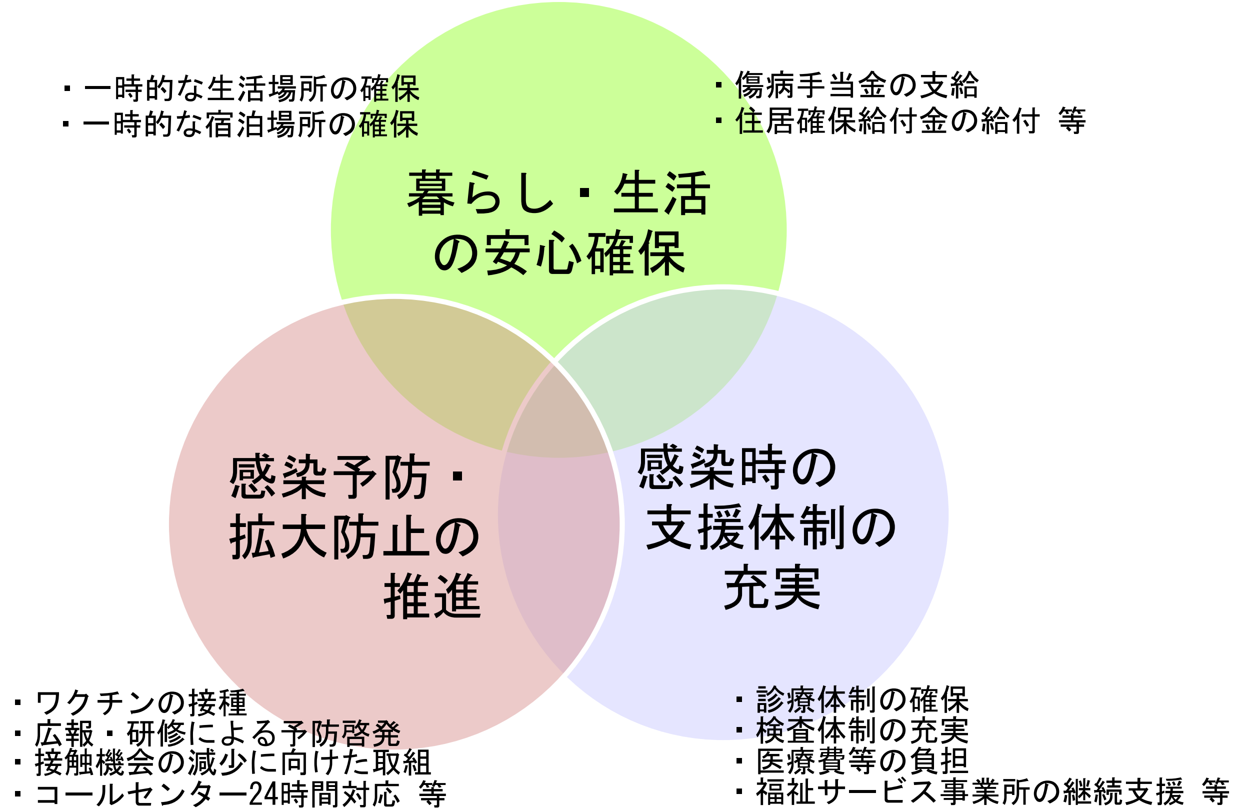

新型コロナウイルス感染症対策の概要

新型コロナウイルス関連予算　　332億7,101万円

1　診療・検査体制の充実（６、７ページ）29億7,558万円

診療体制の確保支援 11億7,470万円

・帰国者・接触者外来の設置・運営
・休日、夜間における診療体制の強化

検査体制の充実 13億5,343万円

・Y-AEITによる検体採取
・簡易検体採取所の設置・運営
・高齢者施設新規入所者ＰＣＲ検査費等助成事業

医療機関等への受入支援 ４億4,745万円

・患者受入医療機関支援事業
・帰国者・接触者外来支援事業
・新型コロナウイルス感染症に伴う認知症高齢者受入支援事業
・精神科救急新型コロナウイルス感染症疑い患者等受入体制強化事業

2　不安・負担の軽減（７ページ）22億937万円

安心の確保･不安の軽減 ４億6,018万円

・コールセンター運営

医療費等の負担 17億2,211万円

・行政検査公費負担事業
・医療費公費負担事業

一時的な生活場所の確保 2,708万円

・緊急ショートステイ事業（専用ベッド確保費、新型コロナウイルス対応助成費）
・生活支援ショートステイ事業（新型コロナウイルス対応助成費）

3　感染拡大防止に向けた取組（８ページ）　257億5,921万円

新型コロナウイルスワクチン接種事業　250億2,700万円

広報･研修による予防の啓発 4,302万円

・広報啓発事業
・Y-AEITによる実地対応
・感染症予防啓発事業等

保健所体制の強化・療養環境の整備　６億5,095万円

接触機会の減少に向けた取組 3,824万円

・特別養護老人ホーム等におけるICT活用促進事業
・ＩＣＴ導入モデル事業
・食の安全強化対策事業等
（給食施設等の衛生講習eラーニング教材作成）
・要介護認定等事務費
（介護認定適正化研修のオンライン受講化）
・地域ケアプラザ運営事業等
（コーディネーター研修の動画配信）

4　施設の事業継続に向けた取組（９ページ）３億2,101万円

運営に係る経費の支援 ３億1,577万円

・介護サービス継続支援事業
・障害福祉サービス継続支援事業
・障害者就労支援事業

施設間の応援体制の確立･支援　524万円

・新型コロナウイルス感染症・災害時相互応援助成事業

5　生活にお困りの方への支援（９ページ）20億584万円

生活の支援に係る給付 19億6,250万円

・住居確保給付金の給付
・国民健康保険傷病手当金の支給

不安の軽減 3,672万円

・自殺対策事業
（インターネットを活用した情報提供・相談支援事業）

一時的な宿泊場所の確保　662万円

・ホームレス等自立支援事業
（「はまかぜ」入所時に発熱等体調不良である者の一時的な宿泊場所確保）

1	診療・検査体制の充実	
本年度		29億7,558万円
本年度の財源内訳	国	６億293万円
	県	２億1,182万円
	その他	5,000万円
	市費	21億1,083万円

事業内容

新型コロナウイルス感染症対策として、医療機関等と連携し、診療体制の確保や検査体制の充実に取り組み、市民の安心・安全を確保します。

また、医療施設や高齢者施設等で陽性者が確認された場合に、保健所の医師や保健師が迅速な検査を行うことで、クラスターの発生防止や早期収束につなげます。

１　診療体制の確保支援　11億7,470万円

（１）帰国者・接触者外来の設置・運営　10億4,194万円

帰国者・接触者外来の診療を確保・支援するため、診療に必要となる仮設建物等を確保するほか、採取した検体を市衛生研究所で検査します。

また、患者移送用車両を確保し、配車センターを設置することで円滑な受診調整を行います。

（２）休日、夜間における診療体制の強化　１億3,276万円

多くの医療機関が休診する休日や夜間でも切れ目のない診療体制を確保するため、休日急患診療所及び夜間急病センターで、新型コロナウイルス感染症の疑いがある発熱患者等の診療・検査体制を強化します。

２　医療機関等への受入支援　４億4,745万円

（１）患者受入医療機関支援事業　３億3,126万円

より多くの市民が身近な場所でＰＣＲ検査等を受けられるよう、行政と連携して積極的に検査を実施した医療機関に対し、検査実績に応じて支援金を支給します。

（２）帰国者・接触者外来支援事業　１億円

帰国者・接触者外来で、濃厚接触者等の患者をより多く受け入れる体制を確保するため、帰国者・接触者外来を開設している医療機関に対し、患者受入れ件数に応じて支援金を支給します。

（３）新型コロナウイルス感染症に伴う認知症高齢者受入支援事業　684万円

新型コロナウイルス感染症対応を行っている医療機関において、新型コロナウイルス感染症の認知症患者を受け入れた日数に応じた協力金を支給します。

（４）精神科救急新型コロナウイルス感染症疑い患者等受入体制強化事業　935万円

新型コロナウイルス感染症疑い患者等を措置入院等により受け入れた精神科病院に対して、受入れに係る負担を補填することを目的として、協力金を支給します。

３　検査体制の充実　13億5,343万円

（１）Ｙ－ＡＥＩＴによる検体採取　７億7,012万円

クラスターの発生防止、早期収束を図るため、医療機関や高齢者施設等で陽性者が確認された場合に、クラスター予防・対策チーム（Ｙ－ＡＥＩＴ）（※）が現地に出動し、対象者を濃厚接触者に限らず、必要な方に幅広くＰＣＲ検査を実施します。

※医療機関や高齢者施設等で施設内感染が確認された際、早期に立入調査し、感染経路の究明や感染拡大防止のための指導等を行う。医師、保健師、保健所職員等で構成。

（２）簡易検体採取所の設置・運営　３億7,935万円

医師の診断により新型コロナウイルス感染症が疑われた方が円滑に検査を受けられるよう、いわゆるドライブスルー型の簡易検体採取所を設置します。また、採取した検体について、民間検査機関に検査を委託します。

（３）高齢者施設新規入所者ＰＣＲ検査費等助成事業　２億396万円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大や重症化を防止する観点から、新規で高齢者施設へ入所する高齢者を対象に、本人の希望により検査を行う場合に、その費用を助成します。

2	不安・負担の軽減		事業内容 市民の不安・負担の軽減を図るため、感染症コールセンターを運営するとともに、医療費等の負担、一時的な生活場所の確保に取り組みます。 **１　安心の確保・不安の軽減　４億6,018万円** **コールセンター運営** 市民や症状のある方からの相談や問合せに対応するため、引き続きコールセンターを運営します。 **２　医療費等の負担　17億2,211万円** **（１）行政検査公費負担事業　14億8,193万円** 行政検査について、医療保険適用後の患者自己負担に相当する金額について公費で負担します。 **（２）医療費公費負担事業　２億4,018万円** 入院勧告に基づいて医療機関に入院した患者に対し治療に必要な費用を公費で負担します。 **３　一時的な生活場所の確保　2,708万円** **（１）緊急ショートステイ事業　2,613万円** 新型コロナウイルスの濃厚接触者となった要介護認定者の緊急受け入れ枠を介護施設に確保し「新型コロナウイルス対応助成費」を加算します。 **（２）生活支援ショートステイ事業　95万円** 新型コロナウイルスの濃厚接触者となった要介護認定非該当者を受け入れた養護老人ホームに「新型コロナウイルス対応助成費」を加算します。
本年度		22億937万円	
本年度の財源内訳	国	９億2,021万円	
	県	４億6,017万円	
	その他	24万円	
	市費	８億2,875万円	

3	感染拡大防止に向けた取組	
本年度		257億5,921万円
本年度の財源内訳	国	250億4,519万円
	県	２億8,072万円
	その他	86万円
	市費	４億3,244万円

事業内容

安心かつ円滑な接種に向けた体制を整備し、新型コロナウイルスワクチンを市民に接種します。

また、研修の実施やリーフレット等での広報により市民に対して新型コロナウイルス感染症に関する知識や予防に向けての理解促進を図ります。

そして、Y-AEITによる高齢者施設や障害者施設等を対象とした実地での予防対策指導や、保健所の疫学調査により感染拡大防止を推進します。

１　新型コロナウイルスワクチン接種事業　250億2,700万円

コールセンターの設置、個別通知による接種勧奨、人員及び会場の確保等により、安心かつ円滑な接種に向けた体制を整備し、市民に対して新型コロナウイルスワクチンを接種します。

２　広報・研修による予防の啓発　4,302万円

（１）広報啓発事業　511万円

感染症予防の正しい知識や感染が疑われる場合の対応、制度改正の内容等について、チラシやポスター、デジタルコンテンツ等を活用した広報、啓発の取組を拡充します。また、情報の多言語化等により、市民に伝わりやすい情報発信を進めます。

（２）Ｙ－ＡＥＩＴによる実地対応　3,330万円

Ｙ－ＡＥＩＴが平時から医療機関や高齢者施設等に出向き、基本的予防策や見落としやすい消毒場所の確認、ゾーニングに関する助言など予防対策を実施します。

（３）感染症予防啓発事業等　461万円

介護サービス事業者や障害福祉サービス事業者等において感染症の発生を防止するとともに、発生時にも適切な対応ができるよう、感染症予防の啓発リーフレットを作成するほか、事業所向け研修等を実施します。

３　接触機会の減少に向けた取組　3,824万円

（１）ＩＣＴ活用の促進・支援　2,300万円

特別養護老人ホームや障害福祉サービス事業所等において、接触による感染を防止するために、オンライン面会やインターネットを活用した研修及び会議等の実施の促進を図るために必要な機器を導入するための経費を助成します。

（２）オンライン等による研修の実施　1,524万円

密閉された空間に大勢の参加者が集う一部の集合型研修について、オンラインやｅラーニング等の非接触型の手法を導入することで、接触による集団感染を防止します。

４　保健所体制の強化・療養環境の整備　６億5,095万円

疫学調査などの感染症業務に対応する保健所の危機管理体制を強化するため、会計年度任用職員の採用及び人材派遣契約の活用により、人員を確保します。また、自宅や宿泊療養施設で安心して療養できるよう、日々の健康観察などに必要な体制を整えます。

<table>
<tr><td>4</td><td colspan="2">施設の事業継続に向けた取組</td><td rowspan="7">事業内容
介護サービス事業者や障害福祉サービス事業者等がサービス等を継続して提供できるよう必要経費を助成するとともに、施設間の応援体制の確立を支援します。
1　運営に係る経費の支援　３億1,577万円
（１）介護サービス継続支援事業　２億477万円
新型コロナウイルスの感染者等が発生した介護施設・事業所等が、介護サービスを継続して提供するために必要な感染対策等の経費を助成します。
（２）障害福祉サービス継続支援事業　１億1,000万円
利用者や職員に感染者が発生した場合等に、サービスを継続して提供するために必要なかかり増し経費について、補助金を交付します。
（３）障害者就労支援事業　100万円
雇用及び経営の安定化を図るため、ふれあいショップの店舗継続に要する経費に対し、補助金を交付します。
2　施設間の応援体制の確立・支援　524万円
新型コロナウイルス感染症・災害時相互応援助成事業
新型コロナウイルス感染症及び自然災害が発生し、応援が必要になった高齢者施設等に職員を派遣した場合に、協力金を助成します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">本　年　度</td><td>３億2,101万円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">本年度の財源内訳</td><td>国</td><td>２億3,652万円</td></tr>
<tr><td>県</td><td>－</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>１万円</td></tr>
<tr><td>市　費</td><td>8,448万円</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>5</td><td colspan="2">生活にお困りの方への支援</td><td rowspan="7">事業内容
新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、生活に困り事を抱える方に対し、一時金の給付等の支援を実施します。また、相談体制の強化により、不安の軽減に向けた支援を実施します。
1　生活の支援に係る給付　19億6,250万円
（１）住居確保給付金の給付　19億4,050万円
生活にお困りの方に対し、家賃相当分を支給するとともに就労に向けた支援等を行います。また、生活支援に向けた相談体制を強化します。
（２）国民健康保険傷病手当金の支給　2,200万円
国の財政支援のもと、国民健康保険加入者で被用者のうち新型コロナウイルスに感染した方などに対し、傷病手当金を支給します。
2　一時的な宿泊場所の確保　662万円
ホームレス等自立支援事業
横浜市生活自立支援施設「はまかぜ」での感染拡大防止を図るため、入所時に体調不良となっている方の一時的な宿泊場所を確保します。
3　不安の軽減　3,672万円
自殺対策事業
インターネットを通じた相談の実施や、様々な悩みに応じた専門的な相談支援に繋げる情報提供を実施します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">本　年　度</td><td>20億584万円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">本年度の財源内訳</td><td>国</td><td>14億5,979万円</td></tr>
<tr><td>県</td><td>4,648万円</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>35万円</td></tr>
<tr><td>市　費</td><td>４億9,922万円</td></tr>
</table>

Ⅱ　地域福祉保健の推進

6	地域福祉保健計画推進事業等	
本年度		４億7,386万円
前年度		４億5,452万円
差引		1,934万円
本年度の財源内訳	国	1,771万円
	県	—
	その他	９万円
	市費	４億5,606万円

事業内容

福祉保健の取組への住民参加を促進し、地域活動団体や社会福祉施設等と行政が協働して、地域づくり、支え合いの取組を進めます。

１　地域福祉保健計画推進事業【中期】　1,360万円

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、行政、社会福祉協議会、地域ケアプラザ等が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支え合いの仕組みづくりを進めることを目的として、元年度から５年度を計画期間とする第４期横浜市地域福祉保健計画を推進します。

また、３年度から７年度を計画期間とする第４期区地域福祉保健計画の策定及び推進を支援します。

２　民生委員・児童委員事業〈拡充〉　３億4,936万円

民生委員・児童委員の活動をより一層支援するため、個人活動費の一人当たりの単価を増額します。

あわせて、民生委員活動の周知や活動を支援する取組を検討・実施します。

３　ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業【中期】　2,714万円

在宅で75歳以上のひとり暮らし高齢者について、本市が保有する個人情報（名簿）を民生委員及び地域包括支援センターへ提供し、相談支援や地域における見守り活動等につなげます。

また、各区の実情に応じて、75歳以上の高齢者のみで構成された世帯に属する高齢者の個人情報（名簿）も民生委員及び地域包括支援センターへ提供します。

４　地域の見守りネットワーク構築支援事業　603万円

地域の見守り体制を構築するため、継続的な支援が必要な地区に対して、活動費と拠点の取組に要する費用を助成します。

５　災害時要援護者支援事業【中期】　5,394万円

災害時に自力避難が困難な要援護者の安否確認や避難支援等が円滑に行われるよう、災害時要援護者名簿の提供をはじめ、地域での自主的な支え合いの取組を支援します。

地域による個別支援などの取組をまとめた事例集を活用し、地域向けに情報提供や研修等を行い、周知を図るとともに、自助・共助の支援を推進します。

６　ごみ問題を抱えている人への支援事業【中期】　2,379万円

いわゆる「ごみ屋敷」対策条例に基づき、不良な生活環境の解消及び発生の防止を図ります。専門家の助言を得ながら取り組むなど、各区の対策連絡会議が中心となって、当事者に寄り添い、福祉的支援を重視した対策を実施します。また、解消した案件についても地域や関係機関と連携し、再発防止に取り組みます。

7	権利擁護事業	
本年度		5億6,979万円
前年度		5億6,941万円
差引		38万円
本年度の財源内訳	国	1億9,116万円
	県	4,859万円
	その他	3,175万円
	市費	2億9,829万円

事業内容

高齢者や障害者等が、判断能力が低下しても安心して日常生活を送れるよう、権利擁護を推進します。

成年後見制度の利用促進に関する法律を踏まえ、本市における成年後見制度利用促進基本計画について、第4期横浜市地域福祉保健計画と一体的に推進します。

1　横浜生活あんしんセンター運営事業【中期】
2億7,258万円

生活や金銭管理など幅広く権利擁護に関する相談を受けるとともに、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などが困難な高齢者や障害のある方を支援する事業を補助します。

成年後見制度の利用を促進し、相談支援機関としての役割を発揮できるよう、区社会福祉協議会あんしんセンターの体制を強化します。

2　中核機関運営事業　5,162万円

地域における成年後見制度の利用を促進するため、中核機関「よこはま成年後見推進センター」と市協議会を運営します。

市協議会は、弁護士を始めとする専門職団体と福祉等の関係機関により、制度が市民に広く認知されていないこと等、区域を超えた市域の課題を検討します。

市協議会で協議した方向性を踏まえ、中核機関は、制度の効果的な広報・相談のほか、相談機関の連携や人材育成等を通じ、利用促進に取り組みます。

3　市民後見人養成・活動支援事業　4,839万円

地域における権利擁護を市民参画で進めるため、市民後見人バンク登録者に対する活動支援を行います。バンク登録者全体研修のほか、受任者への個別面談や後見活動への助言などを実施します。また、関係機関と連携しながら、バンク登録者への受任促進を進めるとともに、新型コロナウイルス感染拡大により２年度の実施を見送った、第５期養成課程を実施します。

4　成年後見制度利用促進事業【中期】

（１）成年後見サポートネット　**1,391万円**

地域包括支援センター等の相談機関と弁護士等の専門職団体の連携を促進し、相談機関のスキルアップを図るために、区ごとに成年後見サポートネットを実施します。

併せて、成年後見制度利用促進基本計画に基づく「区域の協議会」に位置付け、区内の成年後見に係る相談分析と課題検討を行うほか、相談機関のバックアップ機能を果たします。

（２）親族調査事務委託

権利擁護を必要とする高齢者や障害者への対応を速やかに行うため、区長申立てに係る親族調査及び親族図の作成等を専門職団体に委託して実施します。

5　成年後見制度利用支援事業　1億8,329万円

成年後見制度利用のための申立て費用や後見人等への報酬の負担が困難な場合に、その費用の一部または全部を助成します。

なお、申立費用については、区長が申立てを行った人のみを対象としています。

8	地域ケアプラザ整備・運営事業

本年度		37億2,416万円
前年度		31億6,440万円
差引		５億5,976万円
本年度の財源内訳	国	－
	県	－
	その他	4,352万円
	市費	36億8,064万円

※　地域包括支援センターの事業費は含まない。同経費は介護保険事業費会計に計上。　（18ページ：12番参照）

事業内容

市民の誰もが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう、地域活動交流及び地域包括支援センター等の機能を担う地域ケアプラザの整備・運営を行います。

１　整備事業【中期】　７億3,218万円

地域ケアプラザの整備計画の完了に向けて、残り５か所の整備を進めます。

（整備計画数：146か所
令和６年度の港南区 丸山台（仮称）で整備完了）

	所在区	名称	主な事業内容	しゅん工予定	開所予定
1	都筑区	都田	工事	４年２月	４年４月
2	栄区	本郷台駅前	床取得	３年５月	３年12月
3	金沢区	西柴(仮称)	床取得	３年度	４年度
4	保土ケ谷区	保土ケ谷(仮称)	不動産鑑定評価、床取得にかかる債務負担設定	４年度	５年度
5	港南区	丸山台(仮称)	実施設計	５年度	６年度

２　運営事業【中期】　29億9,198万円

（１）地域ケアプラザの運営　(142か所)

地域における身近な福祉保健の拠点として、様々な相談を受けるとともに、次の事業を実施します。

ア　地域活動交流事業
イ　生活支援体制整備事業
ウ　地域包括支援センター運営事業
エ　介護予防支援事業・第１号介護予防支援事業
オ　一般介護予防事業
カ　居宅介護支援事業
キ　通所系サービス事業（一部施設のみ実施）

（２）地域ケアプラザ運営の指導・支援等

効果的な運営を図るため、運営についての指導・支援等を実施します。

ア　施設運営指導
イ　指定管理者選定

（３）地域活動交流コーディネーター及び生活支援コーディネーター向けの研修
（４）地域ケアプラザ借地料等
（５）福祉避難所応急備蓄物資の整備
（６）綱島地区における樽町地域ケアプラザ分室運営事業

高齢者人口が非常に多く、今後も増加が見込まれる樽町地域ケアプラザ(港北区)圏域内の綱島地区において、分室の運営を行います。

9	だれにもやさしい福祉のまちづくり推進事業等	
本年度		３億4,492万円
前年度		３億5,996万円
差引		△1,504万円
本年度の財源内訳	国	－
	県	－
	その他	428万円
	市費	３億4,064万円

事業内容

「横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり」を実現するため、ソフト（知識や情報など無形の要素）とハード（施設整備など有形の要素）を一体的にとらえ、福祉のまちづくりを推進します。

また、福祉ニーズに十分に対応できるよう、環境等の整備を行います。

１　福祉のまちづくり推進事業〈拡充〉　1,164万円

福祉のまちづくり推進指針を普及啓発するため、動画等を活用した広報を行います。また、２年度に引き続き条例の基準及び施設整備マニュアルを見直します。

（１）「福祉のまちづくり推進会議」の開催
（２）福祉のまちづくり条例に基づく施策の検討
　　（基準改正等、推進指針の広報）
（３）福祉のまちづくり普及啓発
（４）条例対象施設についての事前協議・相談等

２　ノンステップバス導入促進補助事業【中期】　2,592万円

誰もが乗降しやすいノンステップバスの導入を促進するため、導入に係る経費の一部を補助します。（47台）

３　福祉有償運送事業　420万円

福祉有償運送を行う特定非営利活動法人等の登録、検査等を実施します。また、登録に先立ち、福祉有償運送の必要性及び適正な実施等について関係者による事前協議を行うため、福祉有償移動サービス運営協議会を開催します。

４　再犯防止推進計画推進事業　153万円

「誰もが安心して自分らしく健やかに暮らすための更生支援の方向性ー横浜市再犯防止推進計画ー」を効果的、効率的に推進するため、「横浜市更生支援ネットワーク会議」を通じて、刑事司法関係者と市内福祉関係者等との連携協力関係を築きます。

５　地域福祉保健関係職員人材育成事業等〈拡充〉　908万円

（１）区福祉保健センターや児童相談所等の社会福祉職・保健師に対し、経験年数に応じた階層別研修や専門職研修を実施し、地域福祉保健の推進を担う職員を育成します。
（２）地域共生社会の実現を推進し、多様化・複雑化する市民の福祉保健ニーズに対応できる専門職職員を育成するために、学識経験者等のスーパーバイザーを区役所等に派遣します。
（３）福祉保健ニーズの高まりにより、採用困難となっている専門職の職種紹介リーフレットを作成し、大学等に職種の魅力をＰＲします。
（４）福祉保健センターの一部の訪問業務でタブレット端末の使用を検討し、業務改善を図ります。**〈拡充〉**

６　福祉保健システム運用事業　２億9,255万円

高齢・障害・児童福祉等のサービス提供に使用する福祉保健システムの運用保守等を行います。また、法・制度改正対応等の改修を行います。

Ⅲ　高齢者保健福祉の推進

介護保険制度関連事業の概要

介護保険事業費会計

１　介護保険給付（16ページ：10番）2,885億5,507万円

在宅(居宅)サービス　1,402億2,409万円

介護給付	予防給付
・訪問介護	・－
・訪問入浴介護	・介護予防訪問入浴介護
・訪問看護	・介護予防訪問看護
・訪問リハビリテーション	・介護予防訪問リハビリテーション
・居宅療養管理指導	・介護予防居宅療養管理指導
・通所介護	・－
・通所リハビリテーション	・介護予防通所リハビリテーション
・短期入所生活介護	・介護予防短期入所生活介護
・短期入所療養介護	・介護予防短期入所療養介護
・特定施設入居者生活介護	・介護予防特定施設入居者生活介護
・福祉用具貸与	・介護予防福祉用具貸与
・特定福祉用具販売	・特定介護予防福祉用具販売
・住宅改修	・介護予防住宅改修
・居宅介護支援	・介護予防支援

地域密着型サービス　447億6,172万円

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
・夜間対応型訪問介護
・認知症対応型通所介護
・小規模多機能型居宅介護
・認知症対応型共同生活介護
（認知症高齢者グループホーム）
・地域密着型特定施設入居者生活介護
・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
・看護小規模多機能型居宅介護
・地域密着型通所介護

・介護予防認知症対応型通所介護
・介護予防小規模多機能型居宅介護
・介護予防認知症対応型共同生活介護

予防給付　＜要支援者対象＞
（再掲）65億1,150万円

施設サービス(介護保険3施設)　870億3,074万円

・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
・介護老人保健施設
・介護療養型医療施設/介護医療院

その他　165億3,852万円

・高額介護(予防)サービス費
・高額医療合算介護(予防)サービス費
・特定入所者介護（予防）サービス費
・審査支払手数料

２　地域支援事業（17～19ページ）161億3,632万円

介護予防・日常生活支援総合事業　91億1,881万円（17ページ：11番）	包括的支援事業　55億6,340万円（18ページ：12番）	任意事業　14億5,411万円（19ページ：13番）
・地域づくり型介護予防事業 ・訪問支援事業 ・よこはまシニアボランティアポイント事業 （よこはま健康スタイル推進事業） ・介護予防・生活支援サービス事業 （訪問介護相当サービス、 通所介護相当サービス等）	・地域包括支援センター運営費 ・認知症初期集中支援等推進事業 ・認知症地域支援推進事業 ・生活支援体制整備事業 ・地域包括ケア推進事業 ・ケアマネジメント推進事業 ・地域ケア会議推進事業 ・市民の意思決定支援事業 （エンディングノート等普及啓発） ・在宅医療連携推進事業 （医療局予算：３億9,629万円）	・介護給付費適正化事業 ・高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業 ・高齢者配食・見守り事業 ・ねたきり高齢者等日常生活用具（紙おむつ）給付事業 ・介護相談員派遣事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・介護サービス自己負担助成費 ・地域で支える介護者支援事業

３　その他事務費　100億1,500万円

・職員人件費　・保険運営費　・計画策定・管理費　・要介護認定等事務費　等

一般会計／介護特会（再掲）

４　介護保険外サービス（19ページ：14番）７億3,867万円

・ねたきり高齢者等日常生活用具（あんしん電話）貸与事業
・外出支援サービス事業
・中途障害者支援事業
・高齢者等住環境整備事業
・認知症支援事業

５　低所得者の利用者負担助成事業（22ページ：18番）２億646万円

・社会福祉法人による利用者負担軽減【一般会計】
・介護サービス自己負担助成費【介護保険事業費会計（再掲）】

横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けて

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、介護・医療・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される『横浜型地域包括ケアシステム』の構築を進めます。

３年度からスタートする「よこはま地域包括ケア計画（第８期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画）」では、ポジティブ・エイジングを基本目標に掲げ、2025年問題の解決に向けて具体的に取り組みます。

2025年の目指す将来像

地域で支え合いながら、**介護・医療が必要になっても安心**して生活でき、
高齢者が自らの意思で**自分らしく生きる**ことができる
※第８期横浜市高齢者保健福祉計画･介護保険事業計画･認知症施策推進計画

第８期計画の施策体系と主要事業

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

Ⅰ 地域共生社会の実現に向けた**地域づくり**を目指して　～介護予防・生活支援・社会参加～

・地域づくり型介護予防事業［17ページ 11番］ 7,074万円
・よこはまシニアボランティアポイント事業［17ページ 11番］ 9,358万円
・生活支援体制整備事業［18ページ 12番］ 10億2,021万円

Ⅱ 地域生活を支える**サービスの充実と連携強化**を目指して　～在宅介護・在宅医療、多職種連携～

・地域密着型サービス事業所整備等事業［22ページ 19番］ ４億4,416万円
・ケアマネジメント推進事業［18ページ 12番］ 377万円
・在宅医療連携推進事業　３億9,629万円　（医療局事業）

Ⅲ ニーズや状況に応じた**施設・住まい**を目指して　～施設や住まいの整備～

・特別養護老人ホーム整備事業［23ページ 20番］ 46億1,832万円
・地域密着型サービス事業所整備等事業（再掲）（認知症高齢者グループホーム等）
［22ページ 19番］ ４億4,416万円
・高齢者施設・住まいの相談センター運営事業［23ページ 20番］ 5,106万円

Ⅳ **安心の介護**を提供するために　～介護人材の確保・定着支援・専門性の向上～

・介護人材支援事業（訪問介護等資格取得支援事業等）［21ページ 17番］ ３億1,804万円

Ⅴ **地域包括ケア実現**のために　～自分らしい暮らしの実現とサービスの適正化～

・地域包括ケア推進事業（ポジティブ・エイジングの広報、外部研究機関との共同研究等）
［18ページ 12番］ 3,120万円
・市民の意思決定支援事業（エンディングノート等普及啓発）［18ページ 12番］ 787万円

Ⅵ **自然災害・感染症対策**　～緊急時の備えと対応～

・新型コロナウイルス感染症・災害時相互応援助成事業［９ページ ４番］ 524万円

認知症施策推進計画

・認知症支援事業［20ページ 15番］ １億2,462万円
・認知症初期集中支援等推進事業［20ページ 15番］ １億3,074万円
・認知症地域支援推進事業［20ページ 15番］ 677万円
・地域で支える介護者支援事業［20ページ 15番］ 2,036万円

10	介 護 保 険 事 業 （介護保険事業費会計）

本年度		3,147億639万円
前年度		2,935億5,412万円
差引		211億5,227万円
本年度の財源内訳	国	670億2,743万円
	県	443億4,442万円
	第１号保険料	682億4,596万円
	第２号保険料	802億5,167万円
	その他	56億4,627万円
	市費	491億9,064万円

事業内容

介護保険法、第８期介護保険事業計画等に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収、要介護認定、保険給付、介護保険事業者に対する指導監査等を行います。

１　被保険者

（１）第１号被保険者（65歳以上）　　約93万２千人
（２）第２号被保険者（40～64歳）　　約133万６千人

２　要介護認定〈拡充〉

介護認定審査会の審査判定に基づき、各区で要介護認定を実施します。

また、「要介護認定事務センター」が通年稼働し、事務の効率化を進めます。

要介護認定者数　　約18万人

３　保険給付

保険給付費　　2,885億5,507万円
（１）在宅介護サービス費　　1,402億2,409万円
（２）地域密着型サービス費　　447億6,172万円
（３）施設介護サービス費　　870億3,074万円
（４）高額介護サービス費等　　165億3,852万円

４　介護保険料（第１号被保険者）

〈月額換算〉6,500円（令和３～５年度）
（平成30～令和２年度6,200円）

（１）低所得者の保険料軽減

消費税率引上げによる公費を投入し、第１～４段階の負担割合について、0.05～0.25の軽減を行います。

（２）低所得者減免

（３）段階別保険料　※消費税率引上げによる公費を投入した軽減措置後の保険料負担割合、保険料年額（月額）

段階	割合	対象者		保険料年額(月額)
第1段階	※0.25	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者・中国残留邦人等支援給付対象者		※19,500円(月1,625円)
第2段階	※0.25	本人、世帯とも市民税非課税者	(うち本人年金80万円以下等の者)	※19,500円(月1,625円)
第3段階	※0.35		(うち本人年金120万円以下等かつ第2段階を除く者)	※27,300円(月2,275円)
第4段階	※0.60		(うち第2段階・第3段階を除く者)	※46,800円(月3,900円)
第5段階	0.90	本人市民税非課税世帯市民税課税者	(うち本人年金80万円以下等の者)	70,200円(月5,850円)
第６段階	**1.00(基準額)**		(うち第5段階を除く者)	**78,000円(月6,500円)**
第7段階	1.07	市民税課税者	(合計所得金額120万円未満の者)	83,460円(月6,955円)
第8段階	1.10		(合計所得金額120万円以上160万円未満の者)	85,800円(月7,150円)
第9段階	1.27		(合計所得金額160万円以上250万円未満の者)	99,060円(月8,255円)
第10段階	1.55		(合計所得金額250万円以上350万円未満の者)	120,900円(月10,075円)
第11段階	1.69		(合計所得金額350万円以上500万円未満の者)	131,820円(月10,985円)
第12段階	1.96		(合計所得金額500万円以上700万円未満の者)	152,880円(月12,740円)
第13段階	2.28		(合計所得金額700万円以上1,000万円未満の者)	177,840円(月14,820円)
第14段階	2.60		(合計所得金額1,000万円以上1,500万円未満の者)	202,800円(月16,900円)
第15段階	2.80		(合計所得金額1,500万円以上2,000万円未満の者)	218,400円(月18,200円)
第16段階	3.00		(合計所得金額2,000万円以上の者)	234,000円(月19,500円)

「合計所得金額」とは、介護保険法施行令上の合計所得金額

11	〔地域支援事業〕 介護予防・日常生活 支援総合事業 (介護保険事業費会計) ※10「介護保険事業」の再掲	
本年度		91億1,881万円
前年度		90億2,521万円
差引		9,360万円
本年度の財源内訳	国	29億9,161万円
	県	10億8,417万円
	第１号保険料	11億7,179万円
	第２号保険料	23億4,180万円
	その他	２億545万円
	市費	13億2,399万円

事業内容

要介護状態の予防と自立に向けた支援及び多様な生活支援が提供される地域をつくることを基本的な考え方として、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）を実施します。

１　地域づくり型介護予防事業【中期】　7,074万円

（１）介護予防普及啓発事業

介護予防普及イベントや講演会の開催、啓発媒体の作成・配布等を行います。さらに、各区で健康づくりと連携した普及啓発を実施します。

（２）地域介護予防活動支援事業

地域の介護予防活動グループの活性化や住民の立場で介護予防を広める人材の育成・支援をします。

新しい生活様式に合わせた地域・団体支援を実施します。

（３）元気づくりステーション事業

介護予防を目的とした自主グループ「元気づくりステーション」の新規立ち上げ、活動の活性化等の支援を行います。身近な場所で誰もが継続的に介護予防に取り組めるよう活動を拡げます。

（４）一般介護予防事業評価事業

JAGES（日本老年学的評価研究）調査を実施し、高齢者の身体的・社会的状況等を圏域ごとに把握・分析した上で、地域特性を踏まえた介護予防事業を検討・実施します。

（５）地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション専門職を元気づくりステーションなどの地域グループや地域ケア会議などに派遣し、介護予防の推進を図ります。

２　訪問支援事業　１億5,362万円

心身の状況等の理由により閉じこもり傾向の方等を対象に保健師・看護師が訪問を行うなど、介護予防や自立に向けた支援を行います。

３　よこはまシニアボランティアポイント事業【中期】　9,358万円

元気な高齢者が介護施設等でボランティア活動を行うことにより､ポイントがたまり、ポイントに応じて寄附又は換金することができる制度です。これにより、高齢者の介護予防や社会参加を通じた生きがいづくりを促進します。

引き続き登録者及び活動者を増やすため、より参加しやすい対象活動や効果的な運営方法等の検討を行います。

（３年度末見込：登録者数 24,967人　活動者数 12,000人　受入か所数 700か所）

４　介護予防・生活支援サービス事業【中期】　88億87万円

介護保険の要支援認定を受けた方等を対象に提供します。横浜市訪問介護相当サービス、横浜市通所介護相当サービス、人員基準を緩和した横浜市訪問型生活援助サービスボランティア等により提供される住民主体による支援を行う団体等に対する補助事業を実施します。

多様なサービスを充実させることにより、効果的かつ効率的な支援を実施します。

12	〔地域支援事業〕 包括的支援事業 （介護保険事業費会計） ※10「介護保険事業」の再掲	
本年度		55億6,340万円
前年度		55億2,806万円
差引		3,534万円
本年度の財源内訳	国	21億2,969万円
	県	10億6,485万円
	第１号保険料等	12億7,229万円
	市費	10億9,657万円

医療局予算　３億9,629万円含む

事業内容

福祉保健サービス等の総合的な利用の相談・調整等を行う「地域包括支援センター」の設置運営を行います。

また、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ります。

１　地域包括支援センター運営費　　39億6,655万円

（３年度末見込：設置数 143か所）

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門的な職員を圏域高齢者人口に応じて配置し、次の事業を行います。

（１）高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、権利擁護

（２）支援困難な方への対応、関係機関とのネットワーク構築、ケアマネジャーへの支援

（３）自立に向けた介護予防ケアプランの作成など（介護予防ケアマネジメント）

２　生活支援体制整備事業【中期】　　10億2,021万円

区社会福祉協議会と地域ケアプラザ等に配置した「生活支援コーディネーター」を中心に、高齢者の生活支援・介護予防・社会参加が充実した地域づくりを支援します。

新たな担い手を発掘するとともに、地域の活動団体の課題解決と活動の活性化を図るため、プロボノの仕組みづくりを進めます。

３　地域包括ケア推進事業【中期】　　3,120万円

（１）医療介護保健統合データベースを活用し、医療局と連携して外部研究機関との共同研究に取り組み、研究結果を基にワークショップ等を実施します。

（２）「ポジティブ・エイジング」の実現に向け、高齢者や家族等身近な方が知りたい情報をまとめたホームページ「地域包括ケアポータルサイト」の構築等を進めます。

（３）第８期計画を踏まえ、横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた各区行動指針を区アクションプランとして改定します。

４　ケアマネジメント推進事業等【中期】　　377万円

（１）ケアマネジャーや地域包括支援センター職員に対し、研修等を行うことによりケアマネジメントの質の確保、向上を図ります。

（２）個別課題の解決や地域課題の発見等を進める地域ケア会議を開催します。

５　市民の意思決定支援事業（エンディングノート等普及啓発）【中期】　　787万円

市民一人ひとりが自らの意思で生き方を選択し、人生の最期まで自分らしく生きることができるよう、エンディングノートの書き方講座等を全区で開催し、高齢者等に必要な情報を提供します。

６　認知症初期集中支援等推進事業等【中期】　　１億3,751万円

認知症の人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活へのサポートを行う「認知症初期集中支援チーム」の取組を充実していきます。

<table>
<tr><td colspan="2">13</td><td>〔地域支援事業〕
任　意　事　業
（介護保険事業費会計）
※10「介護保険事業」の再掲</td><td rowspan="9">事業内容
任意事業として、給付費の適正化や、高齢者の在宅生活の継続に必要な支援を行います。

１　介護給付費適正化事業　２億2,514万円
ケアプラン点検等の主要５事業の取組を着実に進め給付の適正化を推進します。
２　介護相談員派遣事業　3,224万円
利用者の生活の場である特別養護老人ホームや介護老人保健施設、高齢者グループホーム等に介護相談員を派遣し、介護サービスの質の向上を図ります。
３　高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業【中期】〈拡充〉　４億3,538万円
高齢者用市営住宅等に生活援助員を派遣し、生活相談、安否確認及び緊急対応等を行います。また、一般公営住宅への生活援助員の派遣を拡充します。
４　高齢者配食・見守り事業　6,800万円
ひとり暮らしの中重度要介護者等に対し、訪問による食事の提供と安否確認を行います。
５　ねたきり高齢者等日常生活用具（紙おむつ）給付事業等　６億9,335万円
ねたきり又は認知症の状態にある市民税非課税世帯の要介護者等を対象に、紙おむつを給付します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">本　年　度</td><td>14億5,411万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">前　年　度</td><td>13億4,118万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">差　　引</td><td>１億1,293万円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">本年度の財源内訳</td><td>国</td><td>５億2,327万円</td></tr>
<tr><td>県</td><td>２億6,163万円</td></tr>
<tr><td>第１号保険料等</td><td>３億1,371万円</td></tr>
<tr><td>市　費</td><td>３億5,550万円</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2">14</td><td>介　護　保　険　外
サ　ー　ビ　ス</td><td rowspan="9">事業内容
介護保険外の事業として、在宅の要援護高齢者等を対象に必要なサービスを提供します。
１　ねたきり高齢者等日常生活用具（あんしん電話）貸与事業　2,167万円
ひとり暮らし高齢者等を対象に、あんしん電話（緊急通報装置）を貸与し、急な体調悪化等の緊急時に近隣の方や救急に連絡が取れるようにします。
２　外出支援サービス事業　6,275万円
公共交通機関を利用しての外出が困難な在宅高齢者等に対し、専用車両等により利用者の居宅から医療機関、福祉施設等までの間を送迎することにより、在宅での生活を支援します。
３　中途障害者支援事業〈拡充〉　４億1,976万円
脳血管疾患の後遺症等による中途障害者の地域での社会参加と自立を支援する「中途障害者地域活動センター」の運営費の補助基準額を増額します。
また、中途障害者への理解を深めるための普及啓発や連絡会・研修会等を実施します。
４　高齢者等住環境整備事業等　２億3,449万円
要介護・要支援認定を受けた高齢者等が安全に在宅生活を続けられるよう、専門スタッフが対象者の身体状況や生活状況に合わせた助言を行うとともに、助言に基づいて実施される工事費用の一部を助成します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">本　年　度</td><td>７億3,867万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">前　年　度</td><td>７億787万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">差　　引</td><td>3,080万円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">本年度の財源内訳</td><td>国</td><td>8,323万円</td></tr>
<tr><td>県</td><td>2,147万円</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>864万円</td></tr>
<tr><td>市　費</td><td>６億2,533万円</td></tr>
</table>

15	認知症施策の推進 ※ 12 、13 、14 の事業の再掲	
本　年　度		２億8,249万円
前　年　度		２億9,945万円
差　　　引		△ 1,696万円
本年度の財源内訳	国	１億916万円
	県	3,443万円
	その他	3,588万円
	市　費	１億302万円

事業内容

２年度に策定する認知症施策推進計画に基づき、認知症の人や家族の支援、医療･介護連携等の支援体制整備の取組を進めます。

１　認知症支援事業【中期】〈拡充〉　１億2,462万円

認知症キャラバンメイト・サポーターの養成を進めます。また、もの忘れ検診を拡充するとともに、認知症疾患医療センターの運営や若年性認知症支援事業を継続実施します。

２　認知症初期集中支援等推進事業【中期】

〈再掲(P18)〉　**１億3,074万円**

認知症の人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活へのサポートを行う「認知症初期集中支援チーム」の取組を充実していきます。

３　認知症地域支援推進事業【中期】〈新規〉　677万円

認知症カフェの活動支援を行うとともに、チームオレンジの仕組みづくりを進めます。

４　地域で支える介護者支援事業【中期】　2,036万円

介護者を対象とした、つどいや講演会等を実施します。認知症への理解促進、高齢者虐待防止の普及啓発や関係機関の連携を推進します。また、認知症の人の身元を特定できる見守りシールを配付します。

16	高　齢　者　の 社 会 参 加 促 進	
本　年　度		141億6,119万円
前　年　度		130億1,865万円
差　　　引		11億4,254万円
本年度の財源内訳	国	１億3,170万円
	県	－
	その他	21億1,000万円
	市　費	119億1,949万円

事業内容

１　敬老特別乗車証交付事業〈拡充〉 137億6,970万円

高齢者の社会参加を支援するため、70歳以上の市民で希望される方に敬老特別乗車証を交付します。

敬老特別乗車証の正確な利用実態を把握するため、IC化等に向けて、システム構築を進めます。

２　老人クラブ助成事業【中期】　２億9,072万円

地域における高齢者相互の支えあいや、社会参加を促進するため事業費の助成を行います。

３　生きがい就労支援スポット運営事業【中期】　2,494万円

地域社会で高齢者が活躍できる仕組みづくりに向け金沢区・港北区の２か所で事業を実施します。

４　全国健康福祉祭参加事業【中期】　5,434万円

ねんりんピック岐阜2021に参加し、交流の輪を広げ、長寿社会づくりに貢献します。

また、2022年に予定されている神奈川大会の開催に関し、円滑な大会運営のための準備を行います。

５　高齢者のための優待施設利用促進事業等　2,149万円

「濱ともカード」が利用できる新たな協賛施設・店舗の拡充を図ります。

17	介護人材支援事業	
本年度		3億1,804万円
前年度		2億8,212万円
差引		3,592万円
本年度の財源内訳	国	380万円
	県	1億5,100万円
	社会福祉基金	525万円
	市費	1億5,799万円

事業内容

１　新たな介護人材の確保【中期】〈拡充〉

１億7,834万円

新たな介護人材を確保するため、介護人材の裾野の拡大、将来の介護人材への支援を進めます。

（１）訪問介護等資格取得支援事業

ホームヘルパー等を目指す市民を対象に資格取得を支援します。

（２）訪日前日本語等研修事業

本市での介護の仕事を希望する外国人を対象に、介護に役立つ日本語等の研修を実施します。

（３）外国人と受入施設等のマッチング支援事業　等 **〈拡充〉**

本市での介護の仕事を希望して来日する外国人に加え、国内の外国人についても、対象とします。

（４）介護福祉士専門学校学費補助事業

専門学校の学費を立て替えた介護事業者に対して、上限20万円／年を補助します。

（５）資格取得・就労支援事業

市内介護施設での就労を目指す市民を対象に介護職員初任者研修・入門的研修を実施し、研修の受講と就労を一体的に支援します。

（６）外国人留学生日本語学校学費補助事業**【基金】**

海外から介護福祉士を目指して来日する留学生を対象に、日本語学校の学費等を補助します。

（７）住居借上支援事業

新たに介護職員となる人（海外から来日する人を含む）等を対象に、UR等の団地の空き室を活用し、地域活動への参加を条件に住居費の補助を実施します。

２　介護人材の定着支援【中期】〈拡充〉　１億3,500万円

介護職員の定着を支援するため、働きやすい職場づくりや介護職員の負担軽減に向けた取組を支援します。

（１）中高齢者、又は外国人雇用を伴う介護ロボット等導入支援事業

（２）訪日後日本語等研修事業　等

（３）介護職員の宿舎整備事業**〈新規〉**

３　専門性の向上【中期】　470万円

介護現場の中核を担う人材を育成するとともに、各種専門性向上のための研修実施や多職種との連携などにより、介護人材の専門性向上を推進します。

（１）認知症ケア技法に係るセミナーの実施

認知症ケア技法等の基本的な知識・技術取得のための介護職員向けセミナーを開催し、介護人材の質の向上を図ります。

（２）地域包括ケア実現を担う人材育成事業　等

18	低所得者の利用者負担助成事業	
本年度		２億646万円
前年度		１億8,710万円
差引		1,936万円
本年度の財源内訳	国	3,126万円
	県	3,723万円
	第１号保険料	1,868万円
	市費	１億1,929万円

事業内容

介護保険サービス等の利用にあたり、低所得者の方に対し、負担軽減のため利用料等を助成します。

１　社会福祉法人による利用者負担軽減　　3,332万円

社会福祉法人が、低所得で特別養護老人ホーム等の利用料の負担が困難な方に対し、利用料を軽減した場合、法人が負担した金額の一部を助成します。

助成予定対象者数　981人

２　介護サービス自己負担助成費　　１億7,314万円

収入や資産等が一定の基準に該当する方に対して、在宅サービスやグループホームを利用する際の利用者負担、グループホームの居住費等及び特別養護老人ホーム等のユニット型個室の居住費について、利用者負担の一部を助成します。

助成の種類及び助成予定対象者数

（１）在宅サービス助成　1,150人
（２）グループホーム助成　155人
（３）施設居住費助成　40人

19	地域密着型サービス推進事業	
本年度		６億7,180万円
前年度		６億333万円
差引		6,847万円
本年度の財源内訳	国	5,193万円
	県	５億4,937万円
	その他	5,263万円
	市費	1,787万円

事業内容

地域密着型サービス事業所の整備を進めるとともに、適切なサービス利用を図るサービスの普及促進、サービスの質の確保及び向上を図る事業者向けセミナーの開催等により運営支援を行います。

１　地域密着型サービス事業所整備等事業
【中期】〈拡充〉　４億4,416万円

（１）地域密着型サービス事業所整備費補助　９か所
（２）消防用設備設置費等補助　８か所
（３）看取り環境整備費補助**〈新規〉**　４か所
（４）共生型サービス事業所の整備**〈新規〉**　３か所
（５）民有地マッチング事業**〈新規〉**

土地所有者等と事業所の運営を希望する法人のマッチングを委託により実施します。

２　地域密着型サービス事業所開設準備補助事業
【中期】　２億2,489万円

開設経費補助　17か所

３　地域密着型サービス事業所運営推進事業
【中期】　275万円

（１）優れた自立支援の取組を行っている事業所の表彰
（２）事業者向けセミナー等の開催・サービス普及促進

20	施設や住まいの整備等の推進	
本年度		60億4,152万円
前年度		42億9,346万円
差引		17億4,806万円
本年度の財源内訳	国	1億112万円
	県	17億8,402万円
	その他	4,472万円
	市費	41億1,166万円

事業内容

1　特別養護老人ホーム整備事業【中期】

46億1,832万円

介護需要の増大に対応するため、特別養護老人ホームの施設整備に対する助成を行います。地域密着型（サテライト型含む）の整備助成を増額し広域型と同額にすることで、整備促進を図ります。

		施設名（仮称）	建設地	建設運営法人	定員(ｼｮｰﾄ)
継続	広域	みなもの桜	南区中村町	横浜社会福祉協会	90（10）人
		シーサイドポート横浜金沢	金沢区柴町	昴	100（ 0）人
		上永谷町	港南区野庭町	信々会	100（20）人
		プレシャス横浜	青葉区元石川町	あすか福祉会	100（20）人
	地域	しょうじゅの里三保サテライト三ツ境	瀬谷区三ツ境	兼愛会	29（ 0）人
		しょうじゅの里三保サテライト荏田※	青葉区荏田北	兼愛会	29（10）人
		6か所　448人分　（3年度増分　※は4年度増分）			448（60）人
新規	広域	常盤台みずほ	保土ケ谷区常盤台	旭会	200（18）人
		玉成苑　羽沢	神奈川区羽沢町	千成会	100（ 0）人
		わかたけ都筑	都筑区川和町	若竹大寿会	110（10）人
		スミール荏田	都筑区荏田南町	たつき会	130（10）人
		和の郷戸塚	戸塚区俣野町	新湊福祉会	40（ 0）人
	地域	追加選定中	未定	未定	29（10）人
		6か所 609人分（4年度増分）			609（48）人

2　高齢者施設・住まいの相談センター運営事業【中期】　5,106万円

特別養護老人ホームの入所申込の一括受付や高齢者の施設・住まいに関するサービス情報を一元的に集約し、個別相談・情報提供を行う「高齢者施設・住まいの相談センター」に対し、運営費を補助します。また、出張相談業務を各区で実施します。

3　特別養護老人ホーム等医療対応促進助成事業【中期】　3億7,544万円

医療的ケアが必要な方を多く受け入れている特別養護老人ホーム・短期入所生活介護事業所に運営支援として助成金を交付し、医療的ケアが必要な方の受入を促進します。

4　特別養護老人ホーム等開設準備経費補助事業等〈拡充〉　8億7,517万円

特別養護老人ホーム及び介護医療院への開設準備経費を補助します。また、新たに特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホーム等も補助します。

5　高齢者施設等の非常用自家発電設備・給水設備整備及び水害対策強化事業

9,753万円

高齢者施設等が、災害時にも施設機能を維持できるよう、非常用自家発電設備、給水設備の整備を促進します。また、大雨等により発生し得る災害に備え、円滑で安全な避難ができるような施設整備を促進します。

6　介護施設等の感染拡大防止のための改修等支援事業〈新規〉　2,400万円

介護施設等において、感染拡大を防止する観点から、施設改修等に要する費用について補助します。

Ⅳ　障害者施策の推進

1　障害者総合支援法に基づく主な事業

障害者への福祉サービスの基本的な内容は、障害者総合支援法に規定されており、国が定める基準に基づき個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村等が地域の特性や利用者の状況に応じて、給付の基準や内容を定める「地域生活支援事業」によって構成されています。

	事業種別	本市事業名
自立支援給付関連	障害福祉サービス費等 （介護給付、訓練給付）	居宅介護事業【予算概要21】、障害者地域活動ホーム運営事業【予算概要22】 障害者支援施設等自立支援給付費【予算概要25】 障害者グループホーム設置運営事業【予算概要26】 在宅障害児・者短期入所事業
	計画相談支援給付費等	計画相談支援事業【予算概要23】
	自立支援医療費等	更生医療事業【予算概要31】 医療給付事業 医療費公費負担事業【予算概要32】 障害者支援施設等自立支援給付費【予算概要25】
	補装具費	生活援護事業
	高額障害福祉サービス等給付費	高額障害福祉サービス費等償還事業
地域生活支援事業関連	後見的支援推進事業 【予算概要21】	障害のある方が安心して地域で暮らせるように、生活を見守る仕組みを、地域を良く知る社会福祉法人等とともに作っていきます。
	精神障害者生活支援センター運営事業 【予算概要22】	各区に１館ある「精神障害者生活支援センター」では、精神障害者の自立生活を支援するため、精神保健福祉士による相談や居場所の提供等を行っています。
	地域活動支援センター （障害者地域作業所型・精神障害者地域作業所型） 【予算概要22】	障害者が地域の中で創作活動や生産的活動、社会との交流などを行う地域活動支援センター(障害者地域作業所型等)に対して助成を行います。
	障害者相談支援事業 【予算概要23】	基幹相談支援センター等に配置された専任職員が、障害者が地域で安心して暮らすために生活全般にわたる相談に対応します。
	発達障害者支援体制整備事業【予算概要23】	発達障害児・者について、ライフステージに対応する支援体制を整備し、発達障害児・者の福祉の向上を図ります。

2　その他の主な事業

上記の障害者総合支援法に規定されている事業以外にも、本市が独自に企画した事業等を展開しています。（財源については、可能な限り国費・県費を導入しています。）

その他の主な事業	障害者自立生活アシスタント事業等 【予算概要21】	地域で生活する単身等の障害者に対し、居宅訪問等を通じた助言や相談等のサービスを提供し、地域生活の継続を図ります。(障害者総合支援法の自立生活援助事業を含む)
	多機能型拠点運営事業 【予算概要22】	常に医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児・者等を支援するため、診療、訪問看護、短期入所等のサービスを一体的に提供する「多機能型拠点」を運営します。
	障害者地域活動ホーム運営事業 【予算概要22】	在宅の障害児・者の支援拠点として、日中活動のほか、一時的な滞在等を提供する「障害者地域活動ホーム」を各区で運営します。
	重度障害者タクシー料金助成事業 【予算概要24】	公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、福祉タクシー利用券を交付することにより、タクシー料金を助成します。
	障害者自動車燃料費助成事業【予算概要24】	公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、自動車燃料券を交付することにより、自動車燃料費を助成します。
	障害者就労支援事業 【予算概要28】	障害者の就労支援を行う就労支援センターの運営費の助成を行います。また、障害者の就労の場の拡大等にも取り組みます。
	障害者スポーツ・文化センター管理運営事業等【予算概要29】	横浜ラポール及びラポール上大岡において、障害者のスポーツ・文化活動を推進します。
	障害者差別解消推進事業【予算概要30】	障害者差別解消法、障害者差別解消の推進に関する取組指針等に基づいた事業を行います。
	こころの健康対策 【予算概要32】	自殺対策の充実に向け、関係機関や庁内関係部署との連携により総合的に取り組みます。このほか、措置入院者等の退院後の支援を行います。
	依存症対策事業 【予算概要33】	地域支援計画を策定します。計画に基づき、民間支援団体や関係機関との連携の推進、普及啓発などの取組の拡充を行い、引き続きアルコール、薬物、ギャンブル等の依存症当事者やその家族への支援を充実していきます。
	精神科救急医療対策事業【予算概要34】	県及び県内他政令市と協調体制のもと、緊急に精神科医療を必要とする方を受け入れる協力医療機関の体制確保等を行います。

21	障害者の地域生活支援等	
本年度		140億4,485万円
前年度		141億6,630万円
差引		△１億2,145万円
本年度の財源内訳	国	47億9,069万円
	県	23億9,536万円
	その他	101万円
	市費	68億5,779万円

事業内容

本人の生活力を引き出す支援の充実を図り、障害者が地域で自立した生活を送れるよう、各事業を推進していきます。

（あんしん と表記している事業は、「将来にわたるあんしん施策」を含む事業です。）

１　後見的支援推進事業　あんしん　６億4,576万円

障害者が地域で安心して暮らせるよう、本人の日常生活を見守るあんしんキーパーをはじめとして、住み慣れた地域での見守り体制を構築します。

また、制度登録者に対して、定期訪問のほか、将来の不安や希望を本人に寄り添いながら聴き、必要に応じて適切な支援機関につなぎます。(全区実施)

２　障害者ホームヘルプ事業　131億1,422万円

身体介護や家事援助等を必要とする障害児・者及び移動に著しい困難を有する視覚障害、知的障害、精神障害の児・者に対して、ホームヘルプサービスを提供します。

また、重度障害者が大学等に修学する際に必要となる通学中の支援や、学校敷地内での移動や食事、排せつの介助など、大学等での体制が整うまでの期間、必要な支援を提供します。

３　障害者自立生活アシスタント事業・自立生活援助事業　あんしん　２億1,696万円

一人暮らしの障害者や一人暮らしを目指す障害者に対して、支援員の定期的な自宅訪問や随時の対応により、日常生活に関する相談や助言、情報提供等を行います。関係機関との連絡調整や連携を通じて、本人が持つ能力を最大限に引き出し、地域で安定した単身生活を継続できるよう支援します。

４　医療的ケア児・者等支援促進事業【中期】〈拡充〉　あんしん　888万円

日常的に人工呼吸器等の医療的ケアが必要な障害児者の在宅生活を支えるため、医療・福祉・教育等の多分野にわたる調整を行うコーディネーターによる支援等を継続して実施します。

また、市内における医療的ケア児・者等の実態調査を行い、支援の充実に取り組みます。

５　障害者手帳のカード化推進事業〈拡充〉　5,903万円

カード様式の障害者手帳（身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳）の交付を開始します。各区の窓口において、カード様式への変更対応を円滑に実施していきます。

22	障害者の地域支援の拠点		事業内容 **1　多機能型拠点運営事業** あんしん　**1億8,623万円** 常に医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者等の地域での暮らしを支援するため、診療所を併設し、訪問看護サービスや短期入所などを一体的に提供できる拠点を運営します。（３か所） **2　障害者地域活動ホーム運営事業　58億9,339万円** 障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設として生活支援事業や日中活動事業を行う「障害者地域活動ホーム」に、運営費助成等を行います。 （41か所：社会福祉法人型18か所、機能強化型23か所） **3　精神障害者生活支援センター運営事業【中期】** あんしん　**12億7,838万円** 統合失調症など精神障害者の社会復帰、自立等を支援する拠点施設として、全区で運営を行います。 （指定管理方式のＡ型９区、補助方式のＢ型９区） **4　地域活動支援センターの運営** あんしん **30億8,363万円** 在宅の障害者に通所による活動の機会を提供し、社会との交流を促進する施設に対して、その運営費を助成します。（３年度末見込み　134か所）
本年度		104億4,163万円	
前年度		103億5,805万円	
差引		8,358万円	
本年度の財源内訳	国	28億400万円	
	県	14億200万円	
	その他	62万円	
	市費	62億3,501万円	

23	障害者の相談支援		事業内容 **1　障害者相談支援事業【中期】　８億5,807万円** 基幹相談支援センター等にて身近な地域での相談から個別的･専門的な相談まで総合的に実施します。 また、障害のある方が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、地域生活支援拠点機能の充実に向けて取り組みます。 **2　計画相談・地域相談支援事業　９億4,639万円** 障害福祉サービス等を利用する方に、サービス等利用計画の作成を含む相談支援を実施します。 また、施設等からの退所・退院を支援する地域移行支援事業と、地域で単身等で生活する障害者の緊急時に対応する地域定着支援事業を実施します。 **3　発達障害者支援体制整備事業【中期】** あんしん　**3,660万円** 発達障害者の支援に困難を抱えている事業所への訪問支援や、強度行動障害に対する支援力向上を図るための研修を実施します。 また、地域での一人暮らしに向けた当事者への支援を行うサポートホーム事業を実施します。
本年度		18億4,106万円	
前年度		19億4,468万円	
差引		△１億362万円	
本年度の財源内訳	国	７億3,870万円	
	県	３億6,935万円	
	その他	－	
	市費	７億3,301万円	

24	障害者の移動支援	
本年度		68億9,689万円
前年度		64億7,870万円
差引		４億1,819万円
本年度の財源内訳	国	９億4,429万円
	県	４億7,214万円
	その他	6,737万円
	市費	54億1,309万円

事業内容

障害者等の外出を促進するために、各事業を推進していきます。

１　福祉特別乗車券交付事業　29億3,043万円

市営交通機関、市内を運行する民営バス・金沢シーサイドラインを利用できる乗車券を交付します。

利用者負担額（年額）　1,200円（20歳未満600円）

２　重度障害者タクシー料金助成事業〈拡充〉 あんしん **６億2,350万円**

公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、福祉タクシー利用券を交付します。また、対象を65歳以上で該当の身体障害者手帳を交付された方にも拡大します。

（助成額　１枚500円　交付枚数　年84枚〈１乗車７枚まで使用可〉）

３　障害者自動車燃料費助成事業〈新規〉　２億139万円

公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、自動車燃料券を交付します。

（助成額　１枚1,000円　交付枚数　年24枚）

４　移動情報センター運営等事業 あんしん **１億5,452万円**

移動に困難を抱える障害者等からの相談に応じて情報提供を行うとともに、移動支援に関わるボランティア等の発掘・育成を行う移動情報センターを18区社会福祉協議会で運営します。

５　障害者ガイドヘルプ事業 あんしん **24億2,508万円**

重度の肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者等に、ヘルパーが外出の支援を行います。また、ガイドヘルパー資格取得にかかる研修受講料の一部助成等を行います。

６　障害者移動支援事業 あんしん **１億4,607万円**

（１）ハンディキャブ事業

ハンディキャブ（リフト付車両）の運行・貸出、運転ボランティアの紹介を行います。

（２）タクシー事業者福祉車両導入促進事業

車椅子で乗車できるユニバーサルデザインタクシー導入費用の一部を助成します。

（３）ガイドボランティア事業

障害児・者等が外出する際の付き添い等をボランティアが行います。

７　障害者施設等通所者交通費助成事業　３億9,658万円

施設等への通所者及び介助者に対して通所にかかる交通費を助成します。

８　障害者自動車運転訓練・改造費助成事業 あんしん **1,932万円**

中重度障害者が運転免許を取得する費用の一部や、重度障害児・者本人及び介護者が使用する自動車改造費・購入費の一部を助成します。

25	障害者支援施設等自立支援給付費	
本年度		325億1,776万円
前年度		322億2,088万円
差引		２億9,688万円
本年度の財源内訳	国	162億5,246万円
	県	81億2,623万円
	その他	２万円
	市費	81億3,905万円

事業内容

障害者総合支援法に基づき、施設に入所又は通所している障害者に対し、日常生活の自立に向けた支援や就労に向けた訓練等の障害福祉サービスを提供します。

１　利用者数見込

延べ15,590人　（月平均）

２　主な障害福祉サービス

（１）施設入所支援

施設に入所している人に対し、夜間や休日に、入浴・排泄・食事の介護等を提供します。

（２）生活介護

施設に入所又は通所している人に対し、日中に、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会等を提供します。

（３）就労継続支援

就労や生産活動の機会や、一般就労に向けた支援を提供します。

（４）就労移行支援

一般就労への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に応じた職場の開拓、就労後の職場定着のための支援等を提供します。

26	障害者グループホーム設置運営事業	
本年度		172億9,829万円
前年度		163億2,061万円
差引		９億7,768万円
本年度の財源内訳	国	68億2,946万円
	県	34億829万円
	その他	－
	市費	70億6,054万円

事業内容

１　設置費補助　１億7,804万円

障害者プラン等に基づくグループホームの新設、老朽化等による移転等にかかる費用を助成します。

（１）新設ホーム　44か所、移転ホーム　10か所

※うち新設４か所は障害児施設18歳以上入所者（加齢児）移行相当分

（２）スプリンクラー設置補助　13か所

※新設・移転ホーム分　９か所

※既設ホーム分　４か所

２　運営費補助等　170億7,359万円

グループホームにおける家賃、人件費等の一部を補助することで、運営、支援の強化等を図ります。

895か所（Ａ型4、Ｂ型891）うち新設44か所

３　高齢化・重度化対応事業　あんしん　4,666万円

医療的ケア等が必要となる入居者に対応するため、看護師等を配置する高齢化及び重度化対応グループホーム事業を実施します。また、既存ホームのバリアフリー改修に助成を行います。

27	障害者施設の整備	
本年度		19億9,415万円
前年度		２億136万円
差引		17億9,279万円
本年度の財源内訳	国	１億4,937万円
	県	―
	その他	19万円
	市費	18億4,459万円

事業内容

１　障害者施設整備事業【中期】 あんしん

6,058万円

障害者が地域において自立した日常生活を送るため必要な支援を提供する施設を整備する法人に対して助成を行います。

（１）多機能型拠点（設計費）

（２）改修（大規模修繕費）　１か所

２　松風学園再整備事業【中期】〈拡充〉

17億9,092万円

入居者の居住環境改善のため、新居住棟の建設工事に着手します。また、同園敷地の民設入所施設の工事を完了します。

３　障害者施設安全対策事業　1,135万円

利用者の安全確保のため、防犯カメラの設置やブロック塀の改修等を行います。

４　福祉授産所運営事業〈新規〉　１億3,130万円

民営化に向けた施設修繕を実施するとともに、移行期間中の引継ぎに係る人件費助成を行います。

※民営化予定

・南福祉授産所、戸塚福祉授産所：令和４年４月

28	障害者の就労支援	
本年度		３億3,757万円
前年度		３億4,821万円
差引		△1,064万円
本年度の財源内訳	国	―
	県	―
	その他	1,199万円
	市費	３億2,558万円

事業内容

企業等への一般就労や福祉的就労を支援します。

１　障害者就労支援センターの運営【中期】

３億51万円

障害者の就労・定着支援等を行う障害者就労支援センターの運営を行い、就労を希望している障害者への継続した支援を関係機関等と連携して行います。

また、就労支援センターの職員を対象とした研修により、人材育成を進めます。

・障害者就労支援センターの運営　９か所

２　障害者共同受注・優先調達の推進　2,481万円

横浜市障害者共同受注センターの運営等により、企業等から障害者施設への発注促進や自主製品の販路拡大等、包括的なコーディネートを行います。

３　障害者の就労促進【中期】〈一部再掲(Ｐ９)〉

1,225万円

障害者や企業等を対象に障害者の就労・雇用への理解を広げるため、研修会等を実施します。

２年度に設置したＪＲ関内駅北口就労啓発施設や市庁舎ふれあいショップ等を活用しながら、障害者就労に関する情報発信を行います。

29	障害者のスポーツ・文化	
本年度		12億5,808万円
前年度		12億6,434万円
差引		△626万円
本年度の財源内訳	国	１億564万円
	県	4,193万円
	その他	1,042万円
	市費	11億９万円

事業内容

１　障害者スポーツ・文化センター管理運営事業
【中期】　12億4,808万円

横浜ラポールとラポール上大岡において、両施設の立地・特性を生かし、障害者スポーツ・文化活動の全市的な支援の充実を図ります。

（１）横浜ラポール

＜主な取組＞

・リハビリテーション・スポーツ教室
・スポーツ・文化活動の出張教室
・全国障害者スポーツ大会派遣業務

（２）ラポール上大岡

＜主な取組＞

・地域支援事業、健康増進事業
・創作・表現活動支援、情報発信事業

２　ヨコハマ・パラトリエンナーレ事業
【中期】【基金】　1,000万円

昨年度フィナーレを迎えた「ヨコハマ・パラトリエンナーレ」のこれまでの取組の成果を、パラリンピックの開催に合わせて発表します。

障害理解や障害のある方の文化芸術活動の促進のため、文化観光局とともに取り組みます。

30	障害者差別解消・障害理解の推進	
本年度		4,075万円
前年度		4,179万円
差引		△104万円
本年度の財源内訳	国	1,137万円
	県	569万円
	その他	－
	市費	2,369万円

事業内容

１　啓発活動【中期】　430万円

幅広い世代の市民等に向けた啓発活動を行います。

（１）障害者週間イベント等の普及啓発活動
（２）デジタルサイネージ等、啓発動画掲載

２　情報保障の取組【中期】〈拡充〉　2,633万円

聴覚障害等のコミュニケーションに配慮が必要な方への情報保障に取り組みます。

（１）手話通訳者のモデル配置（２区）
（２）タブレット端末を活用した遠隔手話通訳及び音声認識による文字表示（全区）
（３）市民宛の通知に関する点字等対応
（４）市民向け資料等の文章の表現見直しによる、知的障害者に分かりやすい資料の作成
（５）コミュニケーション支援を行う障害者支援アプリ等の活用促進

３　相談及び紛争防止等のための体制整備【中期】
826万円

差別解消に向けた助言等のサポートに加え、解決困難事案のあっせんを行う調整委員会を運営します。

４　障害者差別解消支援地域協議会の運営【中期】
186万円

相談事例の共有や差別解消の課題等を協議するため、各分野の代表等で構成する協議会を運営します。

31	重度障害者医療費助成事業・更生医療事業	
本年度		162億3,415万円
前年度		158億637万円
差引		４億2,778万円
本年度の財源内訳	国	24億9,767万円
	県	46億4,943万円
	その他	17億3,198万円
	市費	73億5,507万円

事業内容

１　重度障害者医療費助成事業　112億3,124万円

重度障害者の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。

（１）対象者

次のいずれかに該当する方

ア　身体障害１・２級

イ　IQ35以下

ウ　身体障害３級かつIQ36以上IQ50以下

エ　精神障害１級（入院を除く）

（２）対象者数見込

ア　被用者保険加入者	16,641人
イ　国民健康保険加入者	17,405人
ウ　後期高齢者医療制度加入者	23,697人
計	57,743人

２　更生医療給付事業　50億291万円

身体障害者が障害の軽減や機能回復のための医療を受ける際の医療費の一部を公費負担します。

（１）対象者

18歳以上の身体障害者手帳を交付されている方

（２）対象者数見込　2,140人

32	こころの健康対策	
本年度		87億7,517万円
前年度		88億4,231万円
差引		△6,714万円
本年度の財源内訳	国	43億638万円
	県	3,716万円
	その他	32万円
	市費	44億3,131万円

事業内容

１　自殺対策事業【中期】〈拡充〉　6,759万円

本市の自殺者の特徴を踏まえた、総合的かつ効果的な対策を推進します。

（１）普及啓発・相談支援・人材育成**〈拡充〉**

〈一部再掲(Ｐ９)〉

普及啓発の取組を進めるとともに、インターネットを通じた相談や、様々な専門的な相談支援に繋げる情報提供を実施します。また、「ゲートキーパー」の養成研修を実施します。

（２）自死遺族支援等

電話相談や分かち合いの場（集い）の実施を通して自死遺族の支援等を行います。

（３）自殺未遂者支援の充実**〈拡充〉**

自殺未遂者の初期対応にあたる救急医療スタッフを対象とした研修を実施します。

２　医療費公費負担事業　86億7,434万円

精神保健福祉法及び障害者総合支援法の規定に基づき精神障害者の措置入院費及び通院医療費を公費により負担します。

３　措置入院者退院後支援事業　3,324万円

措置入院者等の退院後支援計画作成及び支援、非常勤医師による退院後訪問等を実施します。

<table>
<tr><td>33</td><td colspan="2">依存症対策事業</td><td rowspan="9">事業内容
地域支援計画を策定します。計画に基づき、民間支援団体や関係機関との連携の推進、普及啓発などの取組の拡充を行い、引き続きアルコール、薬物、ギャンブル等の依存症当事者やその家族への支援を充実していきます。
１　地域支援計画策定事業　1,915万円
国の実施要綱に基づき、<u>横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）を策定します。</u>
<u>民間支援団体や関係機関と支援の方向性を共有し、</u>それぞれの強みを生かし、連携して<u>アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症当事者やその家族へ包括的な支援の提供を目指します。</u>
２　依存症対策事業の推進【中期】〈拡充〉4,337万円
これまで取り組んできた依存症対策事業を推進し、充実していきます。また、<u>早期発見・早期支援に向け、民間支援団体や関係機関との連携を推進するとともに、普及啓発の取組を進めていきます。</u>

（１）依存症専門相談の実施
<u>（２）普及啓発事業〈拡充〉</u>
<u>（３）連携推進事業〈拡充〉</u>
（４）回復プログラム・家族教室・支援者研修の開催
（５）民間団体への補助金による事業活動支援</td></tr>
<tr><td colspan="2">本年度</td><td>6,252万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">前年度</td><td>5,748万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">差引</td><td>504万円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">本年度の財源内訳</td><td>国</td><td>3,184万円</td></tr>
<tr><td>県</td><td>92万円</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>３万円</td></tr>
<tr><td>市費</td><td>2,973万円</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>34</td><td colspan="2">精神科救急医療対策事業</td><td rowspan="9">事業内容
１　精神科救急医療対策事業〈一部再掲(P６)〉　３億5,563万円
県及び県内他政令市と協調体制のもと、緊急に精神科医療を必要とする方を受け入れる協力医療機関の体制確保等を行います。
（１）精神科救急医療の受入体制
患者家族等からの相談や、精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出に対応する体制を確保します。また、精神科救急の専用病床に入院した患者のかかりつけ病院等への転院を進めることで、受入病床を確保します。
（２）精神科救急医療情報窓口
本人、家族及び関係機関からの相談に対し、病状に応じて適切な医療機関を紹介する情報窓口を夜間・深夜・休日に実施します。
（３）精神科身体合併症転院受入病院（全３病院14床）
精神科病院に入院しており、身体疾患の治療が必要となった方の入院治療に対して、適切な医療機関での受入が可能な体制を確保します。
２　精神科救急協力病院保護室整備事業 あんしん　369万円
整備費の一部を補助することにより、保護室整備を促進し、精神科救急患者の受入状況を改善します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">本年度</td><td>３億5,932万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">前年度</td><td>３億6,536万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">差引</td><td>△604万円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">本年度の財源内訳</td><td>国</td><td>8,897万円</td></tr>
<tr><td>県</td><td>22万円</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>－</td></tr>
<tr><td>市費</td><td>２億7,013万円</td></tr>
</table>

Ⅴ　生活基盤の安定と自立の支援

35	生活保護・生活困窮者自立支援事業等	
本年度		1,285億1,277万円
前年度		1,276億2,243万円
差引		８億9,034万円
本年度の財源内訳	国	953億5,541万円
	県	－
	その他	18億4,505万円
	市費	313億1,231万円

事業内容

本市におけるセーフティネット施策を充実させるために、生活保護制度及び、生活困窮者自立支援制度における自立支援をさらに拡充し、一体的な実施を進めます。

１　生活保護費　1,255億6,530万円

生活困窮者に対し、国の定める基準でその困窮の程度に応じ、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の８種類の扶助費、就労自立給付金、進学準備給付金、施設事務費、委託事務費を支給します。

（１）被保護世帯 54,848世帯　（２年10月 54,635世帯）

（２）被保護人員 68,843人　（２年10月 69,009人）

※被保護世帯及び被保護人員は３年度見込み

２　被保護者自立支援プログラム事業【中期】
４億9,346万円

18区全ての区役所内に設置したジョブスポットとの連携による求職活動の支援や、求職者のニーズにあわせた求人開拓などにより、早期就労に向けた支援をします。また直ちに一般就労に就くことが難しい方に対し、きめ細かな支援を展開します。

３　生活困窮者自立支援事業【中期】〈拡充〉
〈一部再掲〉　**24億3,175万円**

生活困窮者に対し、自立に向けた支援を積極的に進めるとともに、相談者の状況に応じて就労訓練の場の提供など、段階的な支援も含めた就労支援の実施や、家計管理の支援など多面的な相談支援を行います。

（１）自立相談支援事業**〈拡充〉**

各区に自立相談支援員を配置し、きめ細かな相談支援を行います。

・自立相談支援員の７人増　計47人

地域ケアプラザ等の関係機関と連携して、生活困窮者の早期把握や自立した生活を支えるためのネットワークづくりに向けた事業等を実施します。

（２）住居確保給付金**〈拡充〉**〈再掲(P9)〉

離職・廃業若しくは新型コロナウイルスの感染拡大等に伴い減収となった方に対して、家賃相当分を支給するとともに、就労に向けた支援を行います。

・支給見込件数　9,845件

（３）寄り添い型学習支援事業**〈拡充〉**

貧困の連鎖の防止に向け、将来の自立に重要な高校進学を希望する中学生に対する学習支援を実施します。また、高校等に行っていない子どもも含めた高校生世代に対し、将来の自立に向けた講座の開催や、居場所等の支援を実施します。

コロナ禍における会場の定員制限への対応するため、実施箇所数を増加します。

・実施箇所数の６か所増：44か所

４　「8050問題」対策事業【基金】〈拡充〉　2,226万円

いわゆる「8050問題」への対応を進めるため、コーディネーター機能や学識等の活用によるコンサルテーション事業をモデル実施し、包括的な相談支援体制の構築に向けた取組を推進します。また、青少年相談センター（ひきこもり地域支援センター）の移転に合わせ、40歳以上の支援体制を強化したひきこもり地域支援センターを設置し、中高年のひきこもり状態にある方やその家族に対する支援をより充実させます。

36	援護対策事業	
本年度		15億1,688万円
前年度		14億9,269万円
差引		2,419万円
本年度の財源内訳	国	８億6,416万円
	県	—
	その他	472万円
	市費	６億4,800万円

事業内容

寿地区住民やホームレス等住居を持たない生活困窮者及び中国残留邦人等を対象に支援を行います。

１　寿地区対策　7,498万円

（１）寿生活館運営事業
（２）寿地区対策事業
（３）寿福祉プラザ運営事業

２　寿町健康福祉交流センター等の運営　２億515万円

横浜市寿町健康福祉交流センター及び、ことぶき協働スペースを運営し、寿地区をはじめとする市民の福祉保健医療の充実、健康づくり・介護予防、社会参加の取組等を進めるとともに、地区内外との交流を促進します。

３　ホームレス等自立支援事業〈一部再掲(P9)〉 **４億603万円**

生活自立支援施設はまかぜで、ホームレス等の就労や福祉制度の利用による自立を推進します。

４　中国残留邦人等援護対策事業　８億3,072万円

中国残留邦人等に対し、生活支援のための給付や日本語教室受講等の支援を行います。高齢化が進み、支援対象世帯数は微減しつつあります。

いわゆる「8050問題」とは

従来、「ひきこもり」の問題は若年層が対象として捉えられてきましたが、近年は中高年層も含む事象となっています。
特に、80歳代の親がひきこもり状態にある50歳代の子を支えることで、親の介護の問題等も含めて課題が多様化・複雑化してしまい、“いわゆる「8050問題」”とも称された新たな社会問題として、メディア等でも大きく取り上げられ、相談も増えています。

本市が30年３月に発表した調査結果では、40～64歳のひきこもり状態にある方を約12,000人と推計しています。
また、内閣府が31年３月に発表した調査結果によると、40～64歳のひきこもり状態にある方は全国で約613,000人に上るとの推計があり、さらに、「初めてひきこもり状態になった年齢」の設問では、40歳以上が57.4％と半数を上回っている状況です。

このような結果を踏まえると、子どものころからひきこもり状態にある方のほか、中高年になってから、リストラ等による離職や人間関係、病気などをきっかけにひきこもり状態になる場合もあるなど、理由は様々です。
こうしたことからも分かりますが、ひきこもりは誰にでも起こりうることで、特別なことではありません。だからこそ、画一的な対応ではなく、それぞれに寄り添った柔軟なアプローチが不可欠です。
また、ひきこもっている本人も不安な状況にありますが、親の高齢化に伴い、先の見えない不安の中で家族もかなりのエネルギーを消耗します。本人も家族も安心できる生活を実現するためには、早期発見の取組や相談・支援につながるための仕組みづくり、地域における見守り等、本人を含む家族全体を支える支援が重要です。

そのためには、既存支援の枠組みに捉われることのない包括的な相談支援体制の構築など、社会全体がつながりを持って“いわゆる「8050問題」”を受け止めることが求められています。

37	小児医療費助成事業・ひとり親家庭等医療費助成事業	
本年度		109億507万円
前年度		111億7,181万円
差引		△２億6,674万円
本年度の財源内訳	国	－
	県	24億1,647万円
	その他	7,746万円
	市費	84億1,114万円

事業内容

１　小児医療費助成事業【中期】〈拡充〉
93億3,888万円

小児の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。

対象者及び見込数（３歳以上は所得制限あり）
０歳～中学３年生（入・通院）　319,123人

３年度から１、２歳児の所得制限をなくします。新たに対象となる保護者の所得が基準額以上の方は、現行の２割負担から、通院１回の上限額500円までとし、500円を超える額を助成します。
※院外薬局（薬代）及び入院は全額助成。

２　ひとり親家庭等医療費助成事業　15億6,619万円

ひとり親家庭等の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。
（１）対象者（所得制限あり）
ア　ひとり親家庭等の親及び児童
イ　養育者家庭の養育者及び児童

（２）対象者数見込　41,026人

38	後期高齢者医療事業（後期高齢者医療事業費会計）	
本年度		844億5,384万円
前年度		824億2,411万円
差引		20億2,973万円
本年度の財源内訳	国	－
	県	－
	保険料等	471億6,002万円
	市費	372億9,382万円

事業内容

国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、後期高齢者医療事業を実施します。
後期高齢者医療制度は、神奈川県後期高齢者医療広域連合と市町村が連携して運営します。

１　対象者
75歳以上、65～74歳の一定の障害のある方
２　被保険者数
494,842人（２年度：474,988人）
３　一部負担金割合
原則１割。現役並み所得者は３割。
４　保険料
（１）保険料率（２年毎改定）
均等割額　43,800円　（２年度同）
所得割率　8.74％　（２年度同）
※低所得者の方は、世帯の所得状況に応じて均等割額を最大７割軽減。

（２）保険料賦課限度額64万円（２年度同）

（３）低所得者に係る軽減判定所得基準額の見直し※政令改正
30年度税制改正に伴う軽減判定基準額の見直し。

39	国民健康保険事業（国民健康保険事業費会計）	
本年度		3,175億1,253万円
前年度		3,163億6,740万円
差引		11億4,513万円
本年度の財源内訳	国	479万円
	県	2,164億6,791万円
	その他	735億5,212万円
	市費	274億8,771万円

事業内容

他の健康保険に加入していない自営業者、農業従事者、無職の人等を対象とし、傷病、出産等について必要な保険給付を行います。

1　被保険者数：670,657人　（２年度：674,782人）
世　帯　数：440,460世帯（２年度：440,860世帯）

2　一部負担金割合

原則３割。小学校就学前は２割。
70歳以上は２割（現役並み所得者は３割）。

3　保険料

（１）３年度予算における１人あたり年間平均保険料額
110,189円（２年度：109,120円）
※医療給付費分、後期支援金分、介護納付金分の合計
※引き続き市費繰入れを行い、保険料負担を緩和

（２）保険料賦課限度額
・医療給付費分：63万円（２年度同）
・後期支援金分：19万円（２年度同）
・介護納付金分：17万円（２年度同）

（３）低所得者に係る軽減判定所得基準額の見直し※政令改正
30年度税制改正に伴う軽減判定基準額の見直し。
（例：５割軽減基準額）
【改定後】43万円＋28.5万円×世帯の被保険者数＋10万円×（年金・給与所得者数－１）
※下線部が見直しあり。

〈保険料率の比較〉　※３年度は見込み料率

	賦課割合		医療給付費分料率		後期支援金分料率		介護納付金分料率	
	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割
３年度	40%	60%	34,430円	7.36%	10,430円	2.24%	14,710円	2.65%
２年度	40%	60%	34,320円	7.22%	10,320円	2.17%	14,450円	2.46%

4　データヘルス計画及び特定健診等実施計画に基づく保健事業【中期】〈拡充〉
23億513万円

（１）特定健康診査・特定保健指導（対象者：498,000人）

特定健康診査の自己負担額の無料化を継続します。

また、未受診者対策として、対象者特性に合わせたナッジ理論に基づく個別勧奨を行います。

（２）重症化リスク者適正受診勧奨事業**〈拡充〉**

新たに糖尿病治療中断者や高血圧症の重症化リスクのある方等に対し、特定健診結果やレセプト情報を活用して、通知による医療機関への受診勧奨を行います。

Ⅵ　健康で安全・安心な暮らしの支援

40	市民の健康づくりの推進	
本年度		7億985万円
前年度		6億7,116万円
差引		3,869万円
本年度の財源内訳	国	1億3,646万円
	県	1,170万円
	その他	1億427万円
	市費	4億5,742万円

医療局予算　344万円含む

事業内容

健康横浜２１に基づき、「食生活」「歯・口腔」「喫煙・飲酒」「運動」「休養・こころ」の５つの分野の取組を充実させ、企業や地域等と連携した健康づくりを進めます。

また、健康増進法による受動喫煙防止対策等、社会に求められる施策を展開し、健康寿命延伸を目指します。

1　健康横浜２１の推進【中期】〈拡充〉　8,712万円

関係機関・団体等と連携し、生活習慣の改善と生活習慣病の重症化予防に取り組み、市民の健康づくりを進めます。

（1）第３期健康横浜２１の策定**〈新規〉**

２年度に行った市民の健康に関する意識調査結果等を踏まえ、第２期計画の最終評価を行い、５年度にスタートする第３期計画の策定に着手します。

（2）歯科口腔保健の推進**〈拡充〉**

オーラルフレイル予防普及啓発のための講演会等を全区で展開するほか、障害児・者の歯科保健推進モデル事業を実施します。

（3）地域人材の育成

保健活動推進員など、地域の健康活動の担い手育成や活動を支援します。

2　よこはま健康アクション推進事業【中期】〈拡充〉　1億3,140万円

健康横浜２１の取組のうち、特に重点的に進める取組として、関連する施策と連携して推進します。また、企業と連携した健康づくりを推進します。

（1）保健指導などによる糖尿病等の疾病の重症化予防の推進（医療局予算含む）

（2）生活保護受給者等への健診受診勧奨、保健指導など健康管理支援の実施**〈拡充〉**

３年１月からの生活保護法による事業の必須化に伴い、看護職派遣を全区に拡充し、生活習慣病の予防、重症化予防をさらに進めます。

（3）従業員の健康づくりに取り組む事業所を支援する「横浜健康経営認証制度」の推進

3　よこはま健康スタイル推進事業【中期】　4億6,758万円

（1）よこはまウォーキングポイント事業

歩数計やスマホアプリを活用し、日常生活の中で手軽に楽しみながら健康づくりに取り組んでもらうことで、運動習慣の定着化を目指します。

（2）よこはま健康スタンプラリー事業

区局や地域の健康づくり・介護予防イベント等に参加することでもらえるスタンプで景品が当たる事業を実施し、健康づくりの取組参加を促します。

（3）よこはまシニアボランティアポイント事業〈再掲(P17)〉

4　受動喫煙防止対策事業【中期】　2,375万円

店舗への巡回指導や通報に基づく現地確認など、事業者へ働きかけを行い、健康増進法に定められたルールが順守される環境づくりを推進します。

また、法の趣旨や内容について広く周知啓発を実施し、受動喫煙防止に対する市民意識のさらなる向上に取り組みます。

41	がん検診事業

本年度		49億2,684万円
前年度		48億4,824万円
差引		7,860万円
本年度の財源内訳	国	１億149万円
	県	―
	その他	139万円
	市費	48億2,396万円

事業内容

１　各種がん検診【中期】　　46億３万円

早期発見・早期治療の促進を図るため、①市民の受診機会を確保し、②市内の協力医療機関及び区福祉保健センター等で実施します。

（胃・肺・子宮・乳・大腸・前立腺(PSA)）

区分		対象	２年度	３年度
胃がん検診	エックス線	50歳以上 (2年度に1回)	37,000人	34,000人
	内視鏡		23,000人	26,000人
肺がん検診		40歳以上 (年度に１回)	124,000人	129,000人
子宮頸がん検診		20歳以上の女性 (２年度に１回)	130,000人	130,000人
乳がん検診		40歳以上の女性 (２年度に１回)	75,000人	75,000人
大腸がん検診		40歳以上 (年度に１回)	180,000人	180,000人
前立腺がん検診 （ＰＳＡ検査）		50歳以上の男性 (年度に１回)	73,500人	74,500人
計			642,500人	648,500人

２　受診率向上への取組

（１）大腸がん検診の自己負担額の無料化**【中期】　　１億800万円**

引き続き、本市のがん罹患者数１位の大腸がんについて、検診受診者の自己負担額を無料とします。

（２）妊婦健診対象者の子宮頸がん検診の自己負担額の無料化**【中期】　　2,086万円**

妊婦の方は産婦人科を定期的に受診し、子宮頸がん罹患率の高まる年齢の方が大部分を占め高い勧奨効果が望めるため、母子健康手帳とともに配付する健診券綴の中に子宮頸がん検診無料クーポン券を引き続き追加します。

（３）個別通知の送付等による受診勧奨**【中期】**

（ア）がん検診の受診勧奨通知　　〈対象人数〉　約193万人　　**１億9,795万円**

国において受診率向上効果が認められている個別勧奨通知を、本市のがん検診対象年齢（21歳から69歳まで）の方へ送付します。

（イ）検診開始年齢の方への無料クーポン券の送付　　〈対象人数〉　約４万4,000人

検診の初回受診率を高めることを狙いとして、検診開始対象となる子宮頸がん検診20歳及び、乳がん検診40歳の方に対して、無料クーポン券を送付します。

42	予 防 接 種 事 業	
本 年 度		97億9,831万円
前 年 度		100億3,767万円
差 引		△２億3,936円
本年度の財源内訳	国	１億8,588万円
	県	3,142万円
	その他	５万円
	市 費	95億8,096万円

事業内容

感染症の発生及びまん延を予防することなどを目的に予防接種法に基づく定期予防接種を市内協力医療機関等において実施します。

１　こどものための予防接種事業

77億4,159万円

（１）定期予防接種　77億3,959万円

四種混合(ジフテリア、破傷風、百日咳、ポリオ)、ヒブ、小児用肺炎球菌、Ｂ型肝炎、ロタウイルス、麻しん風しん混合、ＢＣＧ、水痘（水ぼうそう）、日本脳炎、二種混合、子宮頸がん予防ワクチンの11種類の予防接種を引き続き実施します。

※子宮頸がん予防ワクチンは、平成25年６月14日以降、積極的勧奨を差し控えています。

（２）骨髄移植等により免疫を失った方への再接種費用助成　200万円

骨髄移植等により定期予防接種の免疫が失われたお子さんに対し、予防接種費用を助成します。

２　高齢者のための予防接種事業　14億5,943万円

（１）肺炎球菌ワクチン　２億407万円

高齢者の肺炎球菌による疾病の発生及び重症化を予防するため、65歳以上の５歳刻みの対象者及び60歳以上65歳未満で一定の障害を有する方に対して、肺炎球菌ワクチンの予防接種を実施し、接種費用の一部または全額を助成します。
（自己負担額：3,000円）

（２）季節性インフルエンザワクチン　12億5,536万円

65歳以上の高齢者及び60歳以上65歳未満の方で一定の障害を有する方に対して、インフルエンザの予防接種を実施し、接種費用の一部または全額を助成します。
（自己負担額：2,300円）

３　風しんの感染拡大防止対策事業　５億9,729万円

（１）成人男性への予防接種（第５期定期予防接種）　４億6,507万円

これまで予防接種法に基づく定期接種を受ける機会がなく、抗体保有率が他の世代に比べて低い、昭和37年４月２日から昭和54年４月１日の間に生まれた男性に対し、抗体検査を実施し、陰性の方に予防接種を実施します。（自己負担額：無料）

（２）妊婦のパートナー等を対象とした予防接種　１億3,222万円

「先天性風しん症候群」と風しんの発生予防を図るため、妊娠を希望する女性やそのパートナー及び同居家族等に対し、予防接種費用及び抗体検査費用を助成します。
（自己負担額：抗体検査無料、予防接種3,300円）

43	感染症・食中毒対策事業等	
本年度		４億5,283万円
前年度		４億6,590万円
差引		△1,307万円
本年度の財源内訳	国	１億6,268万円
	県	－
	その他	14万円
	市費	２億9,001万円

事業内容

感染症・食中毒などの発生を予防するとともに、発生時の被害を最小限にとどめ、安全・安心な市民生活を確保するために必要な事業を実施します。

開催延期となった東京2020オリンピック・パラリンピック開催に向けて、輸入感染症のリスクに備えるとともに、大会関係者等への予防啓発や蚊媒介感染症サーベイランス等の感染症対策を強化します。

１　感染症・食中毒対策事業【中期】　4,344万円

開催延期となった東京2020オリンピック・パラリンピックに備え、輸入感染症に関する市民及び大会関係者等への予防啓発強化や、多言語対応等の発生時の体制整備を進め、被害の拡大防止を図ります。

２　感染症発生動向調査事業【中期】　6,016万円

デング熱等の蚊が媒介して拡大する感染症の対策として、競技会場周辺の蚊のモニタリング調査を強化するなど、感染症等の発生動向を調査・分析し予防対策等に繋げます。

３　結核対策事業　２億3,278万円

結核接触者等を対象に健康診断を行い、結核の早期発見・まん延防止を図るとともに、患者の医療費を負担します。

４　エイズ・性感染症予防対策事業　6,122万円

ＨＩＶ・性感染症の感染予防、感染の早期発見、適切な医療の提供等を図るため、土日夜間を含めたエイズに関する相談・検査・医療体制を整備します。

５　新型インフルエンザ等対策事業【中期】　5,523万円

（１）発生時に患者を受け入れる市民病院や、帰国者・接触者外来を設置する地域中核病院で使用する個人用感染防護具や医療資器材等を確保します。
（２）帰国者・接触者外来の医療従事者向けの抗インフルエンザ薬を外来設置病院及び横浜市薬剤師会との協定に基づき、市内薬局で備蓄します。
（３）地域中核病院等で、発生時を想定した帰国者・接触者外来訓練を実施します。
（４）発生時に備え「新型インフルエンザ等対策医療関係者連絡会」を運営し、保健・医療体制等に関する連携強化を図っていきます。
（５）市民に対し、正しい知識や発生時の予防策等についての啓発を行います。

44	衛生研究所運営事業	
本年度		２億5,482万円
前年度		２億4,291万円
差引		1,191万円
本年度の財源内訳	国	155万円
	県	33万円
	その他	363万円
	市費	２億4,931万円

事業内容

保健所等と連携して、新型コロナウイルス等の感染症や食中毒等の検体及び食品等についての各種試験検査を行うとともに、検査に関連する調査研究、研修指導及び公衆衛生情報の収集・解析・提供を行います。

１　管理費　１億4,133万円

試験検査業務等が正確かつ円滑に実施できるよう、衛生研究所の運営及び設備の管理等を行います。

２　試験検査費【中期】　4,062万円

保健所等から搬入される感染症や食中毒等の検体、食品等の各種試験検査を行います。

３　試験検査機器維持整備事業費　6,286万円

試験検査に必要な機器の整備を行い、検査の迅速性、信頼性を図ります。

４　調査研究・研修指導事業　366万円

試験検査業務に関連して、技術上の問題や行政課題を解決するための調査研究を行います。

５　感染症・疫学情報提供等事業　488万円

感染症の発生状況を国へ報告するとともに、感染症の情報を医療機関や市民に情報提供します。

６　ヘルスデータ活用事業【中期】　147万円

疾病や健康に関連したデータや健診データ等を分析・把握し、本市の事業評価を支援します。

45	医療安全の推進	
本年度		6,314万円
前年度		7,915万円
差引		△1,601万円
本年度の財源内訳	国	－
	県	－
	その他	3,097万円
	市費	3,217万円

事業内容

１　医療安全支援センター事業　1,397万円

（１）医療安全相談窓口の運営（保健所内に設置）

医療に関する相談や苦情に中立的立場で対応し、当事者間の問題解決に向けた取組を支援します。

（２）医療安全研修会等の開催

患者サービスの向上や医療安全管理体制の確保を目的に、医療従事者向け研修会を開催します。

また、講演会等の市民向け啓発を行います。

２　薬務事業　1,411万円

（１）薬局、医薬品販売業、毒劇物販売業等の許認可及び監視指導業務を行います。

（２）薬物乱用防止啓発等

危険ドラッグをはじめとした薬物の乱用を未然に防ぐため、「薬物乱用防止キャンペーン」を開催するとともに市民向け啓発を強化します。

（３）衛生検査所の登録及び立入検査を行います。

３　医療指導事業　3,506万円

医療法に基づく市内医療機関への立入検査（医療監視）や医療機関及び医療法人等への許認可、病院安全管理者会議の開催等を通じて、市民にとって適切で安全な医療提供体制の推進を図ります。

46	食の安全確保事業	
本年度		２億6,473万円
前年度		２億7,427万円
差引		△954万円
本年度の財源内訳	国	179万円
	県	−
	その他	１億8,085万円
	市費	8,209万円

事業内容

食品関係施設への監視指導等により食中毒や違反食品の流通を防止するとともに、食品の適正表示を推進して食の安全・安心を確保します。

１　食品衛生監視指導等事業【中期】　6,098万円

食品関係施設に対して監視指導等を行います。特に、開催延期となった東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて、食品衛生対策を強化します。

２　食の安全強化対策事業【中期】　7,000万円

残留農薬やアレルゲン等による危害を防止するため、監視指導や検査により違反食品を排除します。また、給食施設に対してeラーニングによる食中毒予防のための衛生講習会を新たに実施します。

３　食品の放射性物質検査事業　853万円

市民の安全・安心を確保するため、市内流通食品等の放射性物質検査を実施します。

４　HACCP導入支援事業【中期】　1,057万円

HACCPによる衛生管理の導入支援のため、講習会の実施や動画等の作成を行うとともに、導入状況の確認を行います。

５　市場衛生検査所運営事業【中期】　１億1,465万円

市場流通食品による危害防止及び安全確保を目的に細菌及び理化学検査や監視指導を実施します。

47	快適な生活環境の確保事業	
本年度		7,022万円
前年度		6,983万円
差引		39万円
本年度の財源内訳	国	−
	県	−
	その他	1,032万円
	市費	5,990万円

事業内容

環境衛生関係施設の衛生を確保します。また墓地の許可について厳格な審査を行います。

１　環境衛生監視指導等事業　5,209万円

（１）ホテル、公衆浴場、理容所、美容所等の環境衛生営業施設の衛生を確保するため、監視指導や検査等を実施します。
（２）住宅宿泊事業法に基づく届出受付事務や指導を実施します。
（３）墓地の経営許可については、専門の有識者による財務状況の審査会を適切に開催します。

２　建築物衛生、居住衛生対策事業【中期】　1,042万円

レジオネラ症防止対策の徹底を図るため、冷却塔や循環式浴槽等の設備の維持管理に係る施設管理者等への指導や、患者発生時の調査を行います。

３　生活環境対策事業【中期】　158万円

ネズミ・トコジラミなどによる被害を防止するための啓発や相談対応等を行います。

東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて、デング熱等の蚊が媒介して拡大する感染症の発生防止のための啓発や蚊幼虫駆除作業等を実施します。

４　災害時生活用水確保事業　613万円

災害応急用井戸の指定と簡易水質検査を行います。

48	動物の愛護及び保護管理事業	
本年度		1億8,542万円
前年度		1億9,063万円
差引		△521万円
本年度の財源内訳	国	３万円
	県	－
	その他	1億2,751万円
	市費	5,788万円

事業内容

収容した犬猫の返還や譲渡を一層推進するとともに、終生飼養や動物愛護に係る普及啓発事業を進めます。

１　動物愛護センター運営事業　3,086万円

啓発物の展示等を行いながら、より多くの方にご利用いただける施設にしていきます。

２　動物愛護普及啓発事業【中期】〈拡充〉　2,875万円

（１）災害時のペット対策として、同行避難訓練の取組等の支援・啓発を行います。

（２）飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用の一部補助を行うとともに、地域猫支援事業を推進します。

（３）ペットを適正な頭数で飼養ができなくなった飼い主への支援等について取組を始めます。**【基金】**

３　動物保護管理事業　6,296万円

収容した犬猫の返還及び譲渡を推進します。

また、動物取扱事業者に対し、適正な飼養管理を確認するための立入調査及び監視指導を行います。

４　狂犬病予防事業　6,285万円

犬の登録と狂犬病予防注射接種の推進を図ります。

49	難病対策事業 公害健康被害者等への支援 (一般会計･公害被害者救済事業費会計)	
本年度		54億6,300万円
前年度		50億1,976万円
差引		4億4,324万円
本年度の財源内訳	国	23億6,756万円
	県	－
	その他	5億4,864万円
	市費	25億4,680万円

事業内容

１　難病対策事業　48億8,175万円

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、以下の事業等を実施します。

（１）特定医療費（指定難病）助成事業

指定難病にり患している方の負担軽減のため、治療に係る医療費の一部を助成します。

（２）療養生活環境整備事業

在宅人工呼吸器使用患者支援事業やホームヘルパー養成研修事業等を実施します。

また、一時入院事業や難病相談事業等もあわせて実施します。

２　公害・石綿健康被害対策事業　５億4,330万円

（１）公害健康被害者対策事業

公害健康被害の補償等に関する法律等に基づき、必要な事業を実施します。

（２）石綿健康被害者対策事業

石綿健康被害救済給付の申請受付等を実施します。

３　公害被害者救済事業費会計　3,795万円

横浜市公害健康被害者保護規則等に基づき、必要な事業を実施します。

50	斎場・墓地管理運営事業（一般会計・新墓園事業費会計）	
本年度		42億8,720万円
前年度		42億7,859万円
差引		861万円
本年度の財源内訳	国	－
	県	－
	その他	23億667万円
	市費	19億8,053万円

事業内容

１　斎場運営事業　18億8,119万円

火葬業務等を円滑に行うため市営４斎場の管理運営を行います。また、市営斎場の残骨灰売払収入を活用し、斎場の利用環境向上に取り組みます。

２　民営斎場使用料補助事業　3,111万円

民営火葬場を利用する市民に対し、市営斎場火葬料との差額の一部を補助します。

３　墓地・霊堂事業　２億1,914万円

市営墓地（久保山、三ツ沢、日野公園墓地、根岸外国人墓地）及び久保山霊堂の管理運営を行います。

４　市営墓地危険箇所対策事業　6,153万円

市営墓地の危険箇所の安全対策として、これまでに実施した法面等危険箇所調査等の結果を踏まえ、がけ崩れ等対策強化に取り組みます。

５　新墓園運営事業　10億2,930万円

メモリアルグリーン及び日野こもれび納骨堂について、指定管理者による管理運営を行います。また、日野こもれび納骨堂の使用者募集を行います。

６　市営墓地整備事業【中期】　６億9,600万円

（１）舞岡地区新墓園

公園型墓園を整備するための造成工事等を行います。　６億1,500万円

（２）大規模施設跡地墓地整備

深谷通信所跡地での環境影響評価の手続等を進めます。　8,100万円

７　東部方面斎場（仮称）整備事業【中期】　３億6,893万円

将来にわたる火葬の安定供給を図るため、鶴見区において、市内で５か所目となる市営斎場の整備を進めます。

（１）整備火葬炉数

16炉（本炉15炉、予備炉１炉）

（２）実施内容

基本・実施設計、都市計画手続等

外郭団体関連予算案一覧

（単位：千円）

団体名	区　分	２年度	３年度	増　△　減	主な事業内容
(公財)横浜市寿町健康福祉交流協会	委託料	217,095	216,141	△ 954	① 寿生活館の管理 ② 横浜市寿町健康福祉交流センターの運営
	計	217,095	216,141	△ 954	
(福)横浜市社会福祉協議会＜合計＞	補助金	3,825,259	3,890,892	65,633	
	委託料	1,915,182	1,910,980	△ 4,202	
	計	5,740,441	5,801,872	61,431	
(福)横浜市社会福祉協議会（*障害者支援センター分を除く）	補助金	1,418,681	1,437,896	19,215	① 団体事業費等 ② 振興資金利子補給 ③ 横浜生活あんしんセンター ④ 横浜市民生委員児童委員協議会の運営
	委託料	1,513,019	1,509,691	△ 3,328	① 地域ケアプラザの管理・運営 （地域包括支援センターの運営） ② 福祉保健研修交流センターの運営
	計	2,931,700	2,947,587	15,887	
障害者支援センター	補助金	2,406,578	2,452,996	46,418	① 地域活動支援センター・地域作業所助成 ② グループホームＡ型助成 ③ 地域活動ホーム助成
	委託料	402,163	401,289	△ 874	① 後見的支援推進事業 ② 障害者研修保養センター「横浜あゆみ荘」の運営
	計	2,808,741	2,854,285	45,544	
(福)横浜市リハビリテーション事業団	委託料	3,014,183	3,030,321	16,138	① リハビリテーションセンター等の運営 ② 障害者スポーツ文化センターの運営等
	計	3,014,183	3,030,321	16,138	
(公財)横浜市総合保健医療財団	補助金	3,274	2,601	△ 673	① 精神障害者地域生活推進事業運営費助成等
	委託料	992,235	994,647	2,412	① 総合保健医療センターの運営 ② 生活支援センターの運営 ③ 精神障害者の家族支援
	計	995,509	997,248	1,739	
合　　計		9,967,228	10,045,582	78,354	

YOKOHAMA
ENJOY
WALKING
さぁ 歩こう ヨコハマ。

HEALTH AND SOCIAL WELFARE BUREAU

け ん こ う ふ く し